宮崎県企業局経営ビジョン

令和２年３月
（令和７年７月改定）
宮崎県企業局

目次

第１章 策定の趣旨 1
１ 策定の背景と目的 1
２ これまでの経緯 2
３ 経営ビジョンの位置づけ 2
４ 計画期間 3
第２章 経営理念とめざす姿 4
第３章 電気事業 6
１ 事業概要 6
２ 現在の事業環境と今後の見通し 8
３ 課題 17
４ 経営の基本方針 19
５ 戦略 20
戦略Ⅰ 電力システム改革等に対応した経営基盤の強化 20
戦略Ⅱ 老朽化した発電所等の計画的な更新による信頼性・安全性の向上 21
戦略Ⅲ 大規模災害等におけるリスク対策の充実強化 21
戦略Ⅳ 適切な人材育成や組織体制の確立等 22
戦略Ⅴ 積極的な地域貢献や情報発信の推進 22
６ 投資・財政計画 24
７ 公営企業として実施する必要性 30
第４章 工業用水道事業 31
１ 施設の概要 31
２ 現在の事業環境と今後の見通し 33
３ 課題 39
４ 経営の基本方針 40
５ 戦略 41
戦略Ⅰ 効率的な設備投資と財源確保による経営基盤の強化 41
戦略Ⅱ 設備の計画的な更新・維持補修による健全性の保持 41
戦略Ⅲ 大規模災害等におけるリスク対策の充実強化 42
戦略Ⅳ 適切な人材育成や組織体制の確立等 42
戦略Ⅴ ユーザー企業等との緊密な連携 43
６ 投資・財政計画 44
第５章 地域振興事業 50
１ 施設概要 50
２ 現在の事業環境と今後の見通し 51
３ 課題 54
４ 経営の基本方針 55

5 戦略.....56
戦略Ⅰ　指定管理者と連携した安定した経営.....56
戦略Ⅱ　フラットな河川敷コースの特色を生かした誰もが利用しやすい施設の提供.56
戦略Ⅲ　地域貢献の推進と良好な河川環境の保全.....57
6 投資・財政計画.....58
第6章 経営戦略の事後検証及び改定.....62
1 実行計画による進行管理.....62
2 事業評価及び計画の見直し.....62
3 見直し及び改定.....62
参考資料.....63

第１章　策定の趣旨

１　策定の背景と目的

（１）時代の潮流

○　地球温暖化の進行に起因した異常気象が世界的に頻発しており、平成27年９月には国連で持続可能な開発目標（SDGs）が採択され、限られた資源の有効活用、再生可能エネルギーの利用拡大など、環境に配慮した低炭素・循環型社会への転換を図っていくこととされました。

○　AIやIoTなどを中心とする第４次産業革命は、様々な分野で新しいICTサービスを創出すると考えられており、例えば保守管理等における技術の高度化だけでなく、人々の働き方やライフスタイルにも大きな影響を与えるものと考えられます。

○　長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保等など、国全体として「働き方改革」が推進されています。

（２）経営環境の変化

○　公営企業を取り巻く経営環境は、今後の急速な人口減少等に伴うサービス需要の減少や、保有する施設の老朽化に伴う更新需要の増大など、厳しさを増しています。

○　特に本県では、全国平均より早く高齢化が進んでおり、労働力人口の減少やライフプラン・レジャーの多様化などの影響が早めに現れ、施設の保守管理や地域振興事業のあり方など、企業局の事業全体に様々な影響を与えると考えられます。

○　企業局の保有する発電所や工業用水道施設は、昭和30～40年代に建設され、法定耐用年数を超過した設備が多く、今後設備の大規模改良に多額の資金が必要となります。

○　南海トラフ地震が今後30年以内に80％程度の確率で発生するとされており、大規模災害に備えた施設の強化やリスク管理など、危機管理対策の強化が重要となっています。

○　働き方改革を推進するため、労働基準法や労働安全衛生法など関係法律の整備が行われたところであり、企業局においても取組が求められています。

（３）ビジョン策定の目的

○　公営企業は、上記のような時代の潮流や経営環境の変化等に適切に対応しながら、独立採算制の基本原則のもと、将来にわたりその本来の目的で

ある公共の福祉を増進していくことが必要です。

○　このため、平成 27 年３月に策定した第５期経営ビジョンから５年が経過し改定の時期を迎えることから、平成 31 年３月に発出された総務省の経営戦略策定・改定ガイドラインに準拠して、将来にわたって持続可能な経営基盤を確立するための経営指針となる新たな経営ビジョンを令和２年３月に策定しました。

２　これまでの経緯

○　宮崎県企業局では、平成 11 年以降、これまで６回にわたり経営基本計画を策定・改定し、事業の計画性・効率性の確保に努めてきました。

第１期経営基本計画（平成 11 年４月）

発電部門の自由化などの規制緩和やゴルフ場利用者数の減少など、企業局を取り巻く環境の変化に対応するため、経営基本計画を策定しました。

第２期経営基本計画（平成 13 年４月）

第１期計画策定後、猿瀬発電所の開発決定や、工業用水道料金改定等の環境の変化に対応するため、第１期計画の見直しを行いました。

第３期経営ビジョン（平成 17 年９月）

行政改革の推進、「官から民へ」の流れ等を受け、それまでの経営基本計画を抜本的に見直して「経営ビジョン」と改名するとともに、業績評価など PDCA サイクルを用いた目標管理を導入しました。

第４期経営ビジョン（平成 22 年３月）

地方分権や行財政計画の進展、また電力自由化や低炭素社会への対応等の事業環境の変化を踏まえ、計画の見直しを行いました。

第５期経営ビジョン（平成 27 年３月）

事業環境の変化に的確に対応し、中長期視点から経営基盤の強化等に取り組むため、計画期間をこれまでの５年間から 10 年間としました。

第６期経営ビジョン（令和２年３月）

時代の潮流や経営環境の変化等に適切に対応するため、平成 31 年３月に発出された総務省の経営戦略策定・改定ガイドラインに準拠した新たな経営ビジョンの策定を行いました。

３　経営ビジョンの位置づけ

（１）これまでの経営ビジョンの継承

○　本ビジョンは、令和２年３月策定時から将来 30 年間にわたる収支を見通した上で、これまでの経営ビジョンを継承します。

（２）経営ビジョンの改定

○　本ビジョンは、令和２年３月の策定から５年目を迎えることから、総務省通知「『経営戦略』の策定・改定の更なる推進について」（平成 31 年３月）に基づく「経営戦略策定・改定ガイドライン」を踏まえた改定を行い、実効性のある経営戦略とするものです。

○　また、近年の地震や豪雨等の自然災害の頻発化・多様化・甚大化、世界的に加速する脱炭素化の動き、少子高齢化の進展による人手不足や急激な物価上昇と、これらの課題克服のための DX・GX の推進など、社会・経済情勢は大きく変化していることから、今回の経営戦略の改定に反映するものです。

（３）宮崎県総合計画との関係

○　宮崎県総合計画 2023 は、「長期ビジョン」と「アクションプラン」で構成され、令和５年６月に策定されました。「長期ビジョン」では、本県が目指す令和 22 年の将来像と今後解決すべき課題や今後の方向性を示しています。

○　本ビジョンは、企業局の経営指針として策定しているものであり、総合計画の部門別計画としての位置づけではありませんが、水力発電を通した低炭素社会の構築など、県の総合計画と連携を図りながら県の施策を側面から支援するものです。

（４）総務省通知

○　本ビジョンは、総務省通知「公営企業の経営に当たっての留意事項」（平成 26 年８月）及び「『経営戦略』の策定・改定の更なる推進について」（平成 31 年３月）等に基づく「経営戦略」として位置づけるものです。

４　計画期間

○　本ビジョンの計画期間は、令和２年度から令和 11 年度までの 10 年間とします。

第２章　経営理念とめざす姿

○　宮崎県企業局は、地方公営企業法第３条に規定する経営の基本原則[注1]及び公営企業の設置等に関する条例第２条[注2]に規定する各事業の設置目的を基本とし、四つの経営理念に沿って事業を推進します。

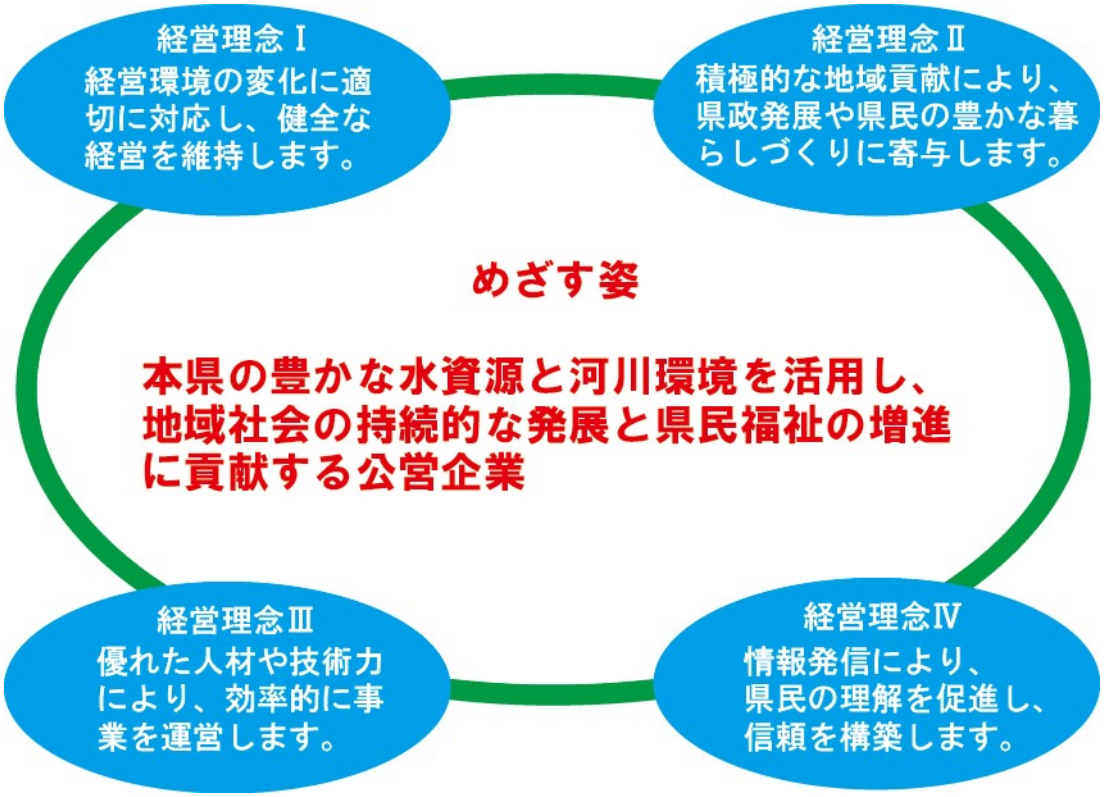

○　企業局は、本県の豊富な水資源を利用して電気事業や工業用水道事業を行い、県民生活に欠かせないエネルギーサービスの安定供給や産業の振興に貢献してきました。

○　地域振興事業は、一ツ瀬川の河川敷に一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設を整備し、県民の健康づくり・生きがいづくり・河川環境の保全に貢献してきました。

○　今後ともこれらの事業を安定的に経営し、さらには事業で得られた利益により、地域社会の持続的な発展と県民福祉の増進に貢献してまいります。

注１　地方公営企業法第３条

　地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

注２　公営企業の設置等に関する条例第２条

　本県の産業経済の振興と住民の福祉の増進を図るため、次に掲げる事業を設置する。

事業	設置目的
電気事業	治水を図るとともに、水資源を開発して、電力を産業に供給するため。
工業用水道事業	日向臨海工業地区へ工業用水を供給するため。
地域振興事業	地域の特性を生かした豊かな県民生活のための施設・設備等を整備し、これを運用することにより、地域の振興に寄与するため。

第３章　電気事業

１　事業概要

（１）事業形態等（令和７年４月１日現在）

○　宮崎県企業局は、大正７年 12 月の県議会における「水力電気事業経営の建議」を発端として、以来、本県の豊富な水資源の活用を県政の重要課題として位置づけ、水力開発を進めてきました。

○　最初の発電所の建設は、昭和 13 年６月、小丸川河水統制事業の一環として電気事業に着手したことから始まり、戦後は小丸川、綾川、三財川、大淀川、祝子川において、６つの河川総合開発事業を完成させ、平成 30 年には 80 周年を迎えました。

○　県内にある 14 の水力発電所の最大出力の合計は 159,399kW で、全国の 24 公営電気事業者のうち、水力では３番目の規模となっています。

法適用の区分	全部適用	施設数	水力　14 箇所
			太陽光 ４箇所

（２）施設一覧

①水力発電施設

発電所名		所在市町村	発電開始年月	最大出力(kW)	令和７年度年間目標供給電力量（千 kWh）	備考
石河内第一		木城町	昭和 25 年５月	22,200	75,618	
渡川		日向市	昭和 30 年４月	12,344	39,397	FIT
綾第一	南機	小林市	昭和 33 年４月	25,000	90,527	
	北機	〃	昭和 35 年５月			
	綾北ダム発電設備	〃	平成 27 年６月			所内供給用
綾第二		綾町	昭和 34 年３月	28,000	―	大規模改良工事中
田代八重		小林市	平成 12 年４月	5,800	19,014	
立花		西都市	昭和 38 年２月	13,400	26,793	
三財		〃	昭和 38 年７月	8,800	25,896	
岩瀬川		都城市	昭和 42 年７月	18,600	58,029	
猿瀬		高原町	平成 16 年４月	1,700	7,022	
祝子		延岡市	昭和 48 年４月	17,300	48,769	
上祝子		〃	昭和 48 年９月	3,300	8,346	
浜砂		〃	平成４年４月	2,400	7,352	
祝子第二		〃	平成 24 年４月	35	135	FIT
酒谷		日南市	平成 28 年 10 月	520	2,321	FIT
合計				159,399	409,219	

②太陽光発電施設

設置場所	所在 市町村	発電開始年月	最大出力 (kW)	令和７年度 年間目標 供給電力量 (千 kWh)	備考
工水配水池	日向市	平成 22 年２月	30	37	FIT 期間終了
工水浄水場	〃	平成 26 年３月	20	21	FIT
一ツ瀬※	新富町	平成 23 年２月	90	100	FIT 期間終了
綾第二発電所	綾町	平成 26 年３月	50	48	FIT
合計			190	206	

※　一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設

2　現在の事業環境と今後の見通し

（１）事業を取り巻く環境

①国の動向等

○　国の第７次エネルギー基本計画（令和７年２月閣議決定）では、これまでと同様に、電力部門の脱炭素化に向け、再生可能エネルギーの主力電源化を徹底し、最大限の導入を促すとされ、さらに、水力発電は安定した出力を長期的に維持することが可能な電源として重要視されています。

○　2040 年度におけるエネルギー需給の見通し（令和７年２月資源エネルギー庁）では、最終エネルギー消費量は、省エネルギーや非化石転換等により全体では減少する一方で、DX や GX の進展による需要増加により電力需要の割合増加を見込んでいます。また、電源構成については、再生可能エネルギーを将来の最大電源と位置づけ、令和 22 年度（2040 年度）の電源構成では４～５割程度を見込んでいます。

○　エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（エネルギー供給構造高度化法）では、年間５億 kWh 以上の電気供給事業者の非化石電源比率を平成 29 年度（2017 年度）実績 18％から令和 12 年度（2030 年度）に 44％以上にする目標が定められています。

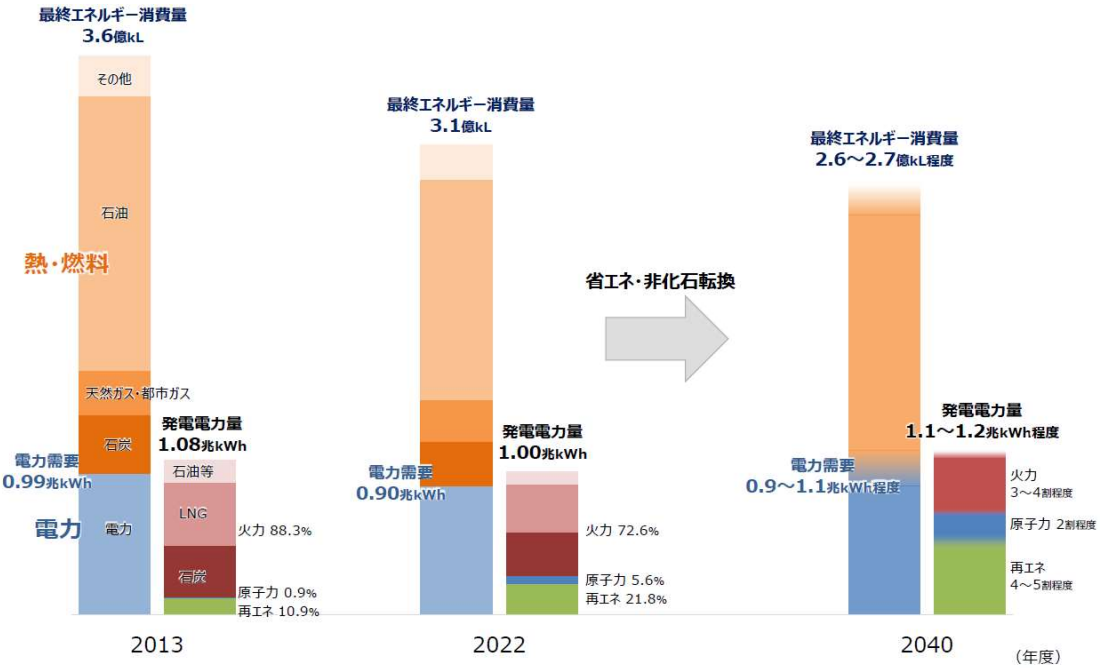

（注）左のグラフは最終エネルギー消費量、右のグラフは発電電力量であり、送配電損失量と所内電力量を差し引いたものが電力需要。

図１　エネルギー需給の見通し

出典：2040 年度におけるエネルギー需給の見通し（令和７年２月_資源エネルギー庁）

○　我が国では、安定供給の確保、電気料金の最大限の抑制、需要家の選択肢や事業者の事業機会の拡大を目的とする電力システム改革が進められてきました。平成 27 年度に電力広域的運営推進機関を設立し、広域系統運用の拡大が行われており、平成 28 年度に小売及び発電の全面自由化が行われ、さらに、令和２年度からは法的分離により発電・小売部門と送配電部門との分社化が行われています。

○　平成 30 年４月には、再生可能エネルギーなどの非化石電源に由来する「非化石価値」を証書化し取引する非化石価値取引市場が創設され、FIT 電源由来の FIT 非化石証書の取引が開始されました。その後、令和２年４月からは非 FIT 電源由来の非化石証書の取引が開始されています。

○　我が国全体の供給力を効率的に確保し、需給逼迫による停電や電気料金の高騰などのリスクに備えるため、令和２年度には、将来（４年後）の供給力を取引する容量市場が創設され、令和６年度より実需給が開始されています。

○　令和６年度には、系統を効率的に利用するとともに、再生可能エネルギーの導入拡大に向けた系統増強を効率的かつ確実に行うため、送配電設備の維持・拡充に必要な費用について、発電事業者がその一部を負担する発電側課金が導入されています。

○　小売の全面自由化がなされて以降、新電力のシェアは年々大きくなり、令和６年３月の販売電力量ベースで 17.3%となっています。電力の地産地消を目指す「地域新電力」と呼ばれる会社も各地で設立されています。

○　kWh 価値を取引するスポット市場での取引価格は、下図のように 1kWh あたり５円から 20 円未満の間で推移しており、季節や時間帯、供給エリアにより異なる価格で取引されています。

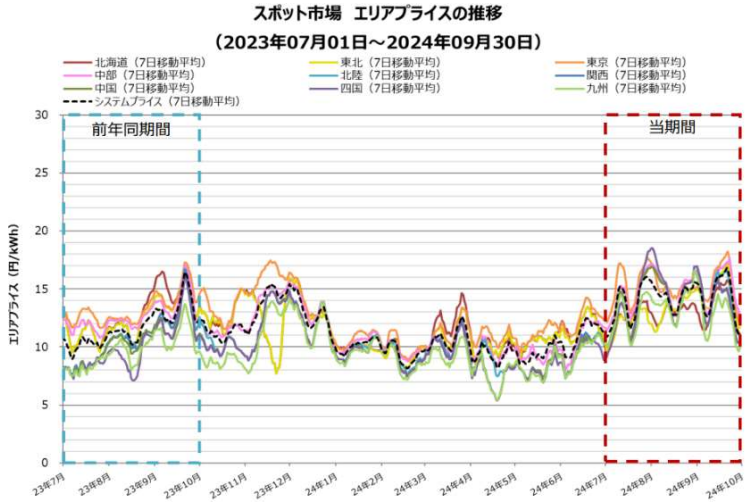

期間内平均価格

単位：円/kWh

	当期間	前年同期間	差
システムプライス	14.2	11.7	2.5
北海道	13.0	12.6	0.3
東北	13.4	12.3	1.1
東京	15.3	13.3	2.0
中部	14.9	12.6	2.3
北陸	14.2	10.9	3.3
関西	14.0	10.8	3.2
中国	14.0	10.6	3.4
四国	14.1	10.1	4.0
九州	13.0	9.7	3.3

図 2　日本卸電力取引所　取引価格の推移

出典：電力・ガス取引監視等委員会資料

○　固定価格買取制度（以下「FIT」という。）は、再生可能エネルギーの導入を支えるため、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度で、買取価格のうち中小水力については、令和３年度(2021 年度)までは新設、既設導水路活用型のそれぞれの区分に応じて、出力 30,000kW 未満を対象としていました。令和４年度以降、FIT は出力 1,000kW 未満のみが対象となり、出力 1,000kW 以上 30,000kW 未満については、市場取引等で期待される収入に対しプレミアム（補助額）だけ上乗せして買い取られる FIP 制度に移行しています。なお、FIT、FIP に関係なく買取期間は 20 年間となっています。

（将来の見通し）

○　再生可能エネルギーの導入が進み、中でも水力は安定電源として重要性が更に高まると考えられます。

○　電力の地産地消の動きが更に活発化し、これに企業局の電力が活用されることが考えられます。

○　容量市場や非化石価値取引市場などへの対応が必要となります。

○　FIT/FIP 制度では、水力の特徴である長期安定稼働の特性を評価できておらず、他の措置との役割分担の検討を含めた支援のあり方検討が行われています。

②売電契約

○　平成 20 年 12 月に九州電力株式会社と電力受給に関する基本契約（以下「基本契約」という。）を締結し、令和７年度まで発電所内で消費する分を除く全発電電力量を供給することを約しています。

○　現在は基本契約に基づき、総括原価に準じた方式で、基本料金と従量料金の二部料金制（比率約９：１）により、２年ごとに電力受給契約を締結し売電を行っています。

○　基本契約が終了する令和８年度以降は、売電先を一般競争入札等により決定することとなり、売電料金は市場価格の影響を受けるとともに、完全従量制となることも予測されます。

○　電力の地産地消の取組として、県内企業や公共施設等への小売りも考えられます。

（将来の見通し）

○　基本契約終了後は、売電先を一般競争入札等により決定することになり、市場価格の変動等の影響を強く受ける可能性があります。また、容量市場や非化石価値取引市場等の動向を注視し、これらの付加価値の向上

を図る契約に見直す必要があります。

○　電力の地産地消に向けた取組が求められる可能性があります。

（２）施設の状況

①既設施設の状況

○　企業局の保有する発電所は、昭和 30～40 年代に建設されたものが多く、これまで部分的に改良工事等を行ってきましたが、運転開始から 60 年が経過することから、更新の検討が必要となっています。

○　送電設備についても、建設後 60 年以上が経過し、鉄塔基礎部の変位等が進行していることから、建替えや補修が必要となっています。

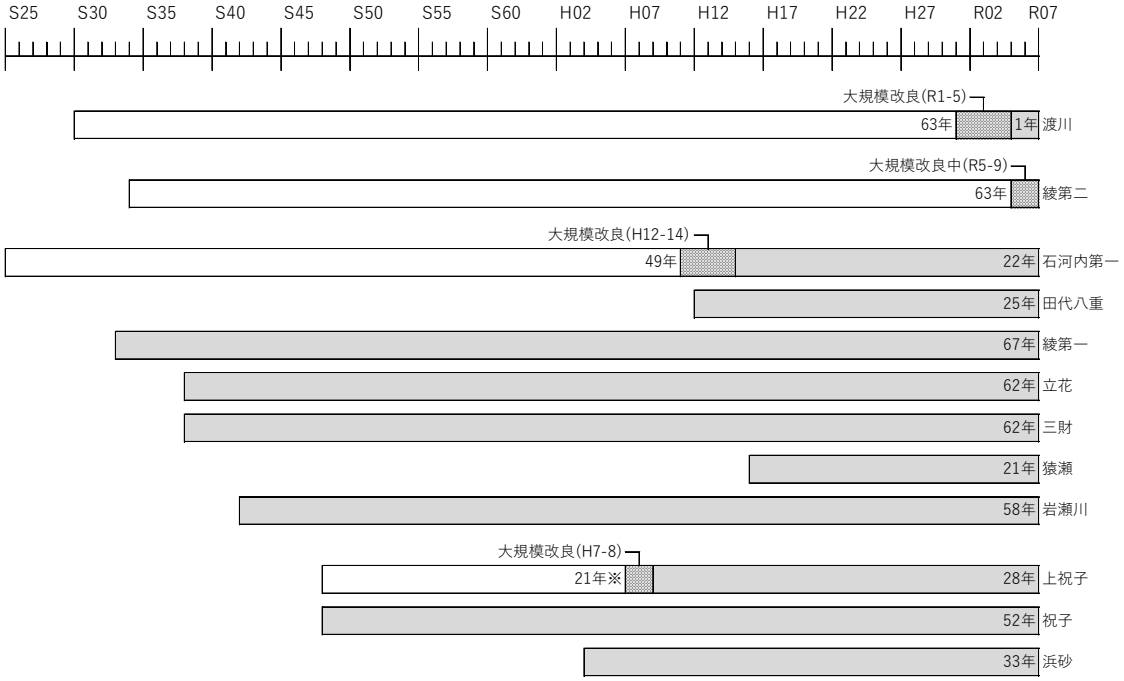

図 3　発電開始からの経過年数

※上祝子発電所の大規模改良前の経過年数は、九州電力（株）から譲渡後の期間

（将来の見通し）

○　発電施設や送電設備の老朽化が進行し、供給に支障が生じるなどの問題が発生する可能性があります。

○　AI や IoT などの ICT を活用した新たな保守管理手法の確立により、更新時期等を的確に把握できるようになる可能性があります。

②新規開発

○　企業局では、最近 15 年間においてはダムからの河川維持放流水を活用した祝子第二発電所、綾北ダム発電設備のほか、日南ダムの未利用の水を活用した酒谷発電所の水力発電施設等を新たに開発しています。

○　新たな水力地点の可能性調査も継続して進めていますが、開発地点の奥地化や小規模化により採算性が悪化するなど、開発有望地点は少なくなっています。

○　FIT や FIP における買取価格等の低下や買取制度の見直し、さらにはカーボンニュートラルに向けた政策等、新規開発を取り巻く状況には今後も注視が必要です。

○　企業局の保有する技術力を地域振興に役立てるため、市町村等が行う農業用水などを利用したマイクロ水力発電について、可能性調査などの技術支援を行っています。

○　再生可能エネルギーの導入拡大に向けて、系統利用ルールが見直されていることから、新規開発地点の調査や既設発電所の設備を最大限活用する取組を進めています。

（将来の見通し）

○　農業用水を利用した発電など、地域分散型電源の開発が中心となってくると予想されます。

○　小水力発電の開発は、系統連系の制約の緩和が行われていることから、これまでより進む可能性があります。

○　既設発電所の大規模改良による発電電力量の増加などにより、新規開発と同等の効果が得られることが期待されます。

（３）経営状況

○　近年 10 年間平均で 14 の水力発電所の供給実績は、約５億２千万 kWh であり、目標に対し 104.1％となっています。これは、宮崎県内の一般世帯（約 47 万世帯（令和７年２月１日現在））が消費する電力の約４割に相当します。

○　直近の５か年は、降水量が平年並みであったものの目標を下回っています。

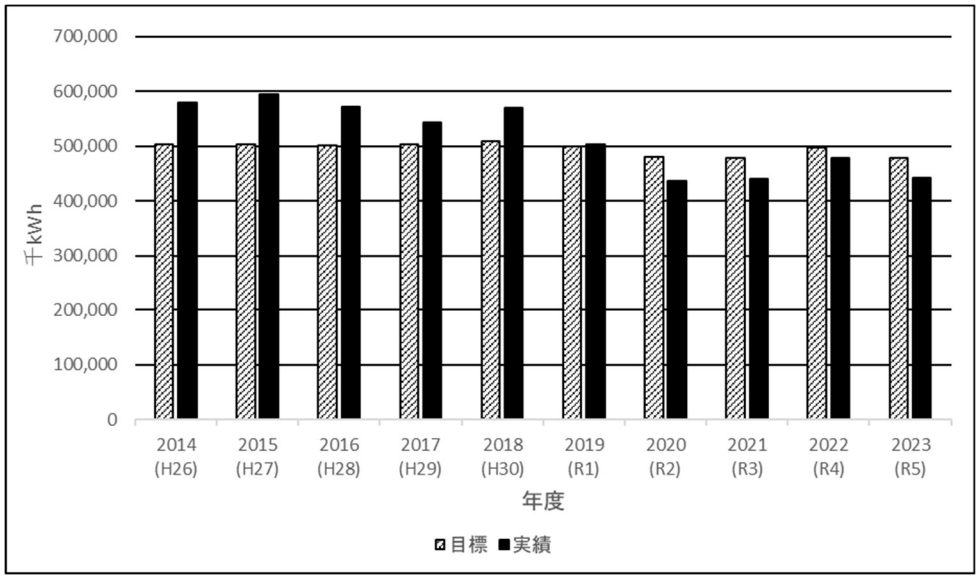

図 4　年間供給電力量の推移

○　令和３年度までは、47 年間連続で黒字を計上し、安定した経営を維持していましたが、令和４・５年度は、特別修繕引当金繰入額の増等に伴う赤字となっています。

※　平成 26 年度は公営企業会計制度の見直しにより、一時的に 13 億円の利益を計上しました。

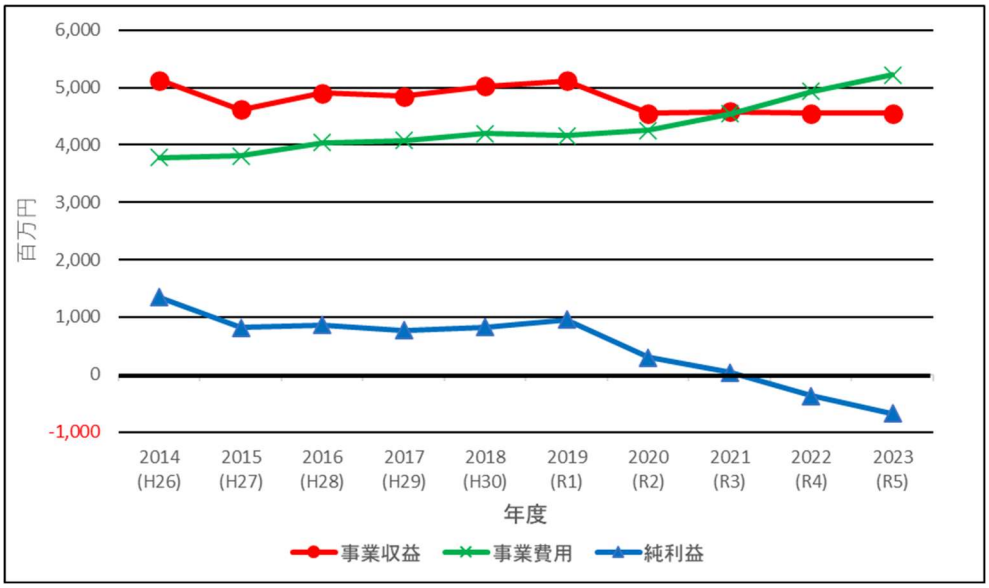

図 5　収益的収支の推移

（将来の見通し）

○　大規模改良工事に伴う発電機の長期停止や固定資産除却費の発生等により、一時的な赤字決算が見込まれます。

○　FIT 適用の発電所が運転を開始すると、FIT 期間中は収入が増加し、安定した経営が見込まれます。

○　FIT 期間が終了する令和 30 年度以降は、それまでより大幅な収入の低下が見込まれます。

○　売電に係る契約方式や料金体系の見直し、降水量等により、収入が年度毎に大きく変動する可能性があります。

（４）組織の状況

（令和７年４月１日現在）

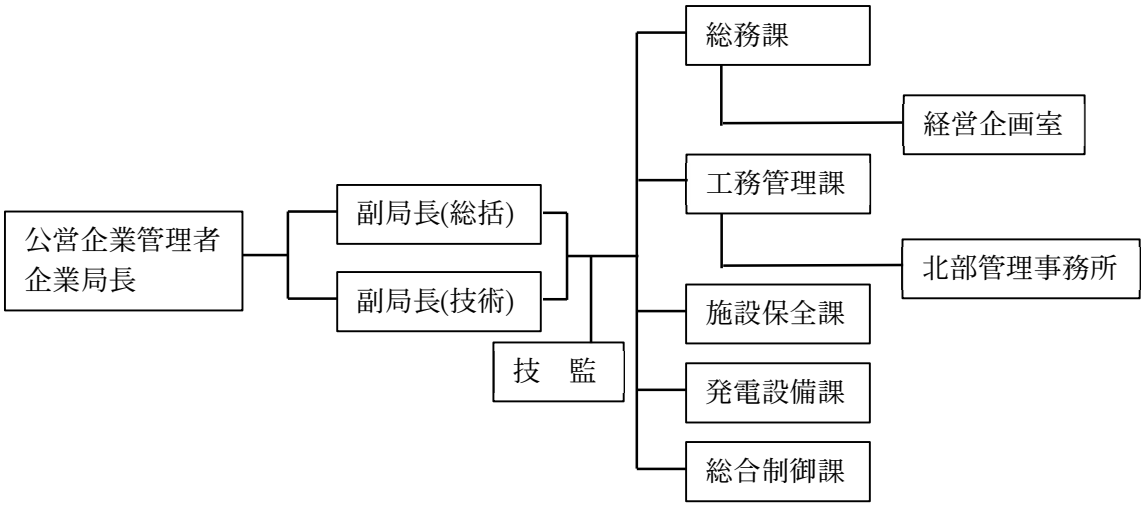

○　事業経営の集中化・効率化を図るため、平成５年４月に宮崎市に設置した総合制御所から発電所を集中監視制御化し、発電所の無人化を行いました。その後、組織の見直し等により、効率化を図っています。

○　企業局人材育成基本方針に基づき、技術職員養成研修計画を定め、職員の能力向上に努めています。また、電気主任技術者などの資格取得を計画的に実施しています。

○　職員は全て知事部局で採用され、概ね３年ごとに知事部局と企業局で人事交流が行われています。ただし、電気職・機械職の職員については、企業局内での異動も行われています。

○　職員の定年年齢が段階的に引き上げられ、令和 13 年４月以降は 65 歳となります。

（将来の見通し）

○　少子化で労働力人口が減少し、職員の確保が一層困難になるとともに、定年年齢の引き上げにより、職員に占める高齢層の割合が増加していく見込みです。

○　現在の企業局内の有資格者の多くが 50 歳代であることから、技術力の維持や有資格者の確保が困難になるおそれがあります。

○　職員数の減少や高年齢層の増加を見据えた体制づくりのほか、AI や IoT などの ICT の活用による保守管理の省力化や業務効率化の推進、そのための環境整備などが求められます。

（５）地域貢献の状況

①環境問題への取組

○　運転中に二酸化炭素を排出しない水力発電を通して、地球温暖化の防止に貢献しています。また、市町村に対してマイクロ水力発電等の開発に係る技術支援を行っています。

○　ダム上流域の山腹崩壊等で発生する濁水対策として、選択取水設備の運用や濁水早期排除運転等により、濁水の長期化を抑え、下流域への影響を緩和しています。

○　渇水時には、関係部局や地元市町村、利水者等と連携し、適切にダム水位運用を行うことにより、渇水の影響緩和に努めています。

○　平成 18 年度から「緑のダム造成事業」を行い、ダム上流域の未植栽地を水源かん養機能の高い森林として整備し、安定的な電力供給に資するとともに、地球温暖化防止や山林崩壊防止、濁水防止など、環境保全に貢献しています。

②県政への貢献

○　多目的ダム管理負担金（ダムの設備増強費等）や国有資産等所在市町村交付金などとして、毎年概ね 15 億円以上の知事部局等への財政貢献を行っています。

○　令和２・３年度には、令和９年度に本県で開催する「第 81 回国民スポーツ大会」、「第 26 回全国障害者スポーツ大会」開催のための資金として各年度 10 億円ずつ、合計 20 億円を繰り出しています。

○　令和２年度から、農政水産部との共同事業で、河川調査や内水面資源の

増殖活動等を実施し、河川環境保全に寄与しています。

○　令和６年度から環境森林部が取り組む「グリーン成長プロジェクト」の広葉樹造林等推進事業を支援し、再造林や水源かん養機能の高い森林の整備等を推進しています。

（６）情報発信やＰＲ

○　平成 11 年度から企業局の発電所がある地元の小学生等を対象として、発電所施設見学会を実施し、企業局の事業について理解を深めてもらうとともに、水力発電の仕組みなど社会教育の一環としても活用されています。

○　ホームページに職員ブログを掲載し、業務の内容を紹介するとともに、SNS を活用しイベントなどの情報を発信しています。

○　令和２年度より、企業局の発電所関係施設等が所在する 13 市町村において、温暖化対策や地域活性化に関する取組に対し助成金を交付しています。

○　企業局庁舎の１階ギャラリーに事業の内容を紹介するパネル等を展示するとともに、ギャラリー及び県電ホールを一般に開放し、県民の芸術活動や地域活動の場の提供・支援を行っています。

（将来の見通し）

○　気候の変動により洪水や渇水、集中豪雨等による濁水発生等の頻度が増し、環境への取組はより重要性を増すと考えられます。

○　高齢化社会の到来により社会保障費の伸びが大きくなるなど財政需要が増大する中、県政に対する企業局の役割はより重要になります。

○　企業局が事業を円滑に推進していく上で、情報発信の重要度はより高くなると思われます。

３　課題

（１）経営的課題

○　発電所の改良工事は、更新範囲により必要な投資額が大きく変わることから、将来の経営に大きな影響を与える可能性があります。

○　綾第二発電所の大規模改良工事の実施期間中は、発電停止に伴う収入減や固定資産除却費などの費用の増加により、赤字決算が見込まれます。

○　FIT 適用期間終了後は、それまでよりも大幅な収入の低下が見込まれることから、長期的な収支を見通して設備投資を検討する必要があります。

○　定期的に実施している水車発電機の精密点検費用が高騰しており、経営への影響が懸念されます。特に、出力規模が小さく年間発電電力量が少ない発電所については、精密点検費用の比重が大きくなっています。今後は、経営に与える影響や出力規模など考慮し、点検周期の更なる延伸を検討していく必要があります。

○　売電の一般競争入札等への移行や発電停止等により収入が不安定となり、安定した経営が難しくなる可能性があります。

（２）設備的課題

○　発電施設や送電設備については、建設から 60 年以上を経過する設備があり、老朽化が進行していることから、供給に支障が生じることなどが懸念されます。

○　南海トラフ地震や台風の大型化、集中豪雨の頻発化など大規模災害への対策の重要性が高まっています。

○　現在の基本料金と従量料金からなる二部料金制が将来、完全従量制に移行する場合に備え、安定した発電ができる信頼性の高い設備を維持する必要があります。

○　降雨時等にダムへのアクセス道路の崩壊が頻発しており、ダム放流の安全性の確保が急務となっています。

（３）組織的課題

○　経験豊富な職員が減少していく中、技術力の維持・向上や、事業を行う上で必要な電気主任技術者やダム管理主任技術者などの有資格者を確保していく必要があります。

○　通常業務に加え発電所の大規模改良や一部改良工事を連続して行うことから、業務量の増加が懸念されます。

○　定年年齢の引き上げにより、高齢層職員の増加が見込まれることから、

職員の配置や役割等について検討していく必要があります。

○　職員の健康管理、長時間労働の是正、職場環境の改善など、働き方改革を進め持続可能な組織・体制を次世代に引き継いでいく必要があります。

（４）地域貢献へのより一層の取組

○　濁水の長期化抑制など河川環境を保全するため、関係部局等と連携した対応が必要となっています。

○　今後厳しさが増してくる県財政に対して、企業局としてより効果的な貢献を行っていくためにも経営を安定させる必要があります。

○　県民の企業局に対する認知度を更に高めてくため、積極的な情報発信や新たな貢献策を積極的に進めていく必要があります。

４　経営の基本方針

老朽化した発電所の計画的な更新による電力の安定供給と安定した収益を通じて、持続可能な社会構築や経済の振興、県民の福祉増進に貢献します。

○　本計画の期間内に、老朽化した綾第二発電所の大規模改良工事はじめ、複数の改良工事を実施することによって、電力の供給基盤の強化を図り、持続可能な社会の構築に寄与します。

○　安定した経営のもとで、事業で得た収益等を県政や県民に効果的に還元することにより、経済の振興や福祉の増進に貢献します。

綾第二発電所（大規模改良工事中　令和７年２月）

令和４年度緑のダム造成事業植樹祭

５　戦略

戦略Ⅰ　電力システム改革等に対応した経営基盤の強化

（１）老朽化した発電所の改良工事等による安定した収益の確保

○　老朽化した発電所の改良工事を計画するに当たっては、発電電力量アップ等による増収を図るほか、FIP や補助金制度等の動向も見ながら、工事の実施時期、内容、必要性等について検討します。

○　水車発電機精密点検について、設備の状態や費用等を考慮した上で、現状を踏まえ、より効率的な点検内容や周期の延伸、実施方法などの検討を行っていきます。

○　年度ごとの収入の増減を考慮し、安定した経営が行えるよう、長期的な視点に立った工事計画や積立等の財政計画を策定します。

○　知事部局など関係機関と協力しながら効率的な水位運用や、計画的な停止作業を行い、日々の発電電力量の増加を図ります。

（２）コストダウンの推進

○　発電所ごとの原価を把握した上で、採算性の悪い発電所については水車発電機精密点検の延伸等による一層のコスト削減のほか、将来的な施設規模の縮小等を含め検討します。

○　大規模な設備投資は、減価償却費等の後年度負担も多額となることから、特に FIT 収入期間終了後の収支状況も視野において検討を行います。

（３）新たな売電方法への適切な対応

○　九州電力との長期基本契約が終了した後の売電方法について、他県の動向等も見ながら検討を行います。

○　実際に発電された電気の価値以外の容量価値や非化石価値などについては、市場動向を見極めながら、収入の増加につながるよう対応していきます。

（４）新規開発の取組

○　関係機関と連携しながら、再生可能エネルギーの開発調査を行うとともに、採算性の見込まれる地点については、導入に向けて取り組みます。

戦略Ⅱ　老朽化した発電所等の計画的な更新による信頼性・安全性の向上

（１）老朽化した発電所の大規模改良工事等の的確な実施

○　建設からの経過年数や機器の状態、これまでの改良工事の実施状況を踏まえ、更新する範囲を決定し、発電所の大規模改良工事等を的確に実施します。

○　FIT 等を効果的に活用することによって、適切な大規模改良工事を実施します。

（２）計画的な設備の更新

○　将来 10 年間の工事計画を策定し、長期的視点に立ちながら、計画的に改修を実施します。

○　送配電事業者と共用している送電設備については、送配電事業者との協議を踏まえた更新計画を検討します。

（３）電力の安定供給の維持

○　保安規程に基づき、発電施設の巡視・点検・停止作業等を適切かつ効率的に行うことにより、電力の安定供給を維持します。

○　AI や IoT など、最新の技術を導入することにより、事故を未然に防止するなど信頼性の向上と保守の高度化を検討します。

戦略Ⅲ　大規模災害等におけるリスク対策の充実強化

（１）大規模災害への的確な対応

○　ダムの耐震照査など、公衆災害リスクの高い設備の把握や整理を行い、必要に応じてリスクの低減に向けた対策を検討します。

○　発電所や企業局庁舎など、発生の可能性がある災害に備え、これに耐える強い施設に改修します。

（２）ダム放流の安全性確保

○　安全なダム放流体制を確保するため、適切な組織体制を保持することに加え、アクセス道路の整備の検討、ダム放流ゲートの遠隔操作化を実施します。

（３）危機管理体制の充実強化

○　定期的な訓練等を実施し、職員の危機意識の向上を図ります。

○　訓練の結果等を踏まえ、危機管理マニュアルや BCP を整備し、適切な見

直しを行います。

○　電力広域的運営推進機関の電気供給指示等に的確に対応し、災害時の電力安定供給に協力します。

戦略Ⅳ　適切な人材育成や組織体制の確立等

（１）計画的な人材育成

○　企業局人材育成基本方針に基づいて、技術職員養成研修計画を定め、技術力向上や専門知識習得を図ります。

○　電気主任技術者やダム管理主任技術者などの有資格者は、出向や退職などの変動を見越して、計画的に養成・確保を行います。

○　定年延長や再任用など経験豊富な職員の参画による OJT 等を活用して、技術の継承に取り組みます。

（２）状況に応じた組織体制の確立等

○　大規模改良や一部改良工事、頻発する豪雨災害対応などの業務量増加や定年年齢の引き上げによる高齢層職員の増加などの状況を踏まえて、適正な組織体制や職員の配置を検討し、必要な見直しを行います。

○　必要に応じて業務の外部委託等を検討し、職員の負担軽減や業務の効率化を進めます。

○　企業局ワーク・ライフ・バランス推進委員会により、職員の働き方の状況確認や、改善に向けた具体的な取組事項の決定、進捗状況の確認を行うなど、働き方改革を効率的かつ効果的に推進していきます。

○　発電所やダムにおいて、AI や IoT などの ICT を活用した保守の効率化や省力化を検討します。

戦略Ⅴ　積極的な地域貢献や情報発信の推進

（１）企業局の事業内容を踏まえた地域貢献の推進

○　事業運営に必要な資金を確保した上で、健全な経営を前提として、県政や地域への効果的な貢献策を、知事部局や市町村と連携しながら検討します。

○　河川環境保全等について、関係部局や市町村等と連携し、積極的に推進します。

○　県内企業や公共施設等への電力供給や地域新電力への売電など、地産地

消に向けた取組を検討します。

○　引き続き市町村への水力開発に係る技術支援を行っていきます。

（２）県民等の理解促進及びＰＲ

○　ホームページやSNSを活用して、積極的に情報発信を行います。

○　発電所等の施設見学会を継続して実施します。

6　投資・財政計画

(１)10 年間の計画

○　令和６年度までは実績、令和７年度以降は計画見直しとしています。

①前提条件

(収入)

・FIT 適用発電所を除く発電所の売電単価は、現行どおりとしています。
・FIT 適用となる渡川発電所（令和５年 11 月から令和 25 年 10 月まで)、綾第二発電所（令和 10 年４月から令和 30 年３月まで）については、それぞれの FIT 買取単価としています。
・供給電力量は、渇水や故障などのリスクを考慮し、目標の 95％としています。

(支出)

・改良費、修繕費、委託費、減価償却費等は、令和６年度に策定した工事計画を基にしています。
・人件費等の費用については、直近３か年の実績等を基に算出しています。

②投資計画

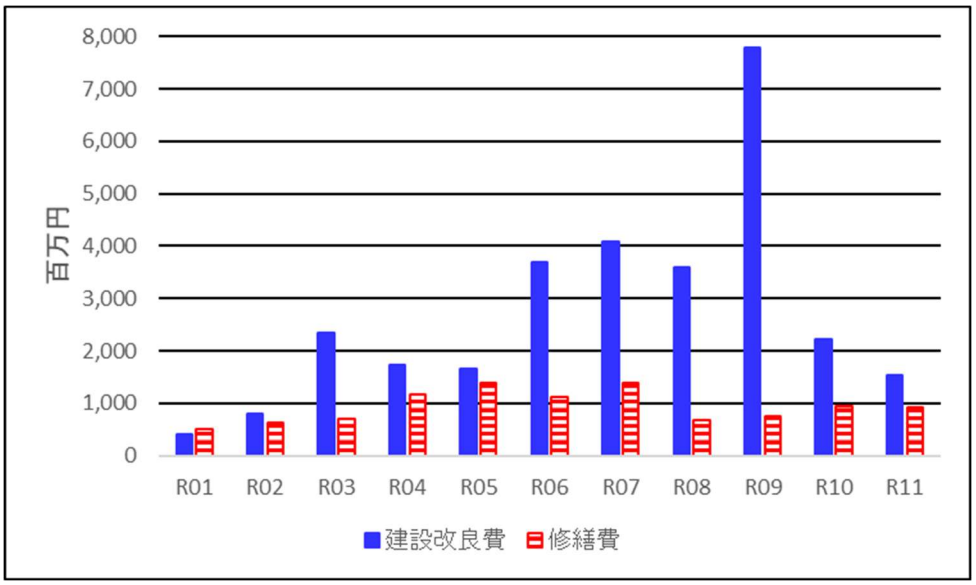

図 6　投資計画

（期間中の主な工事）

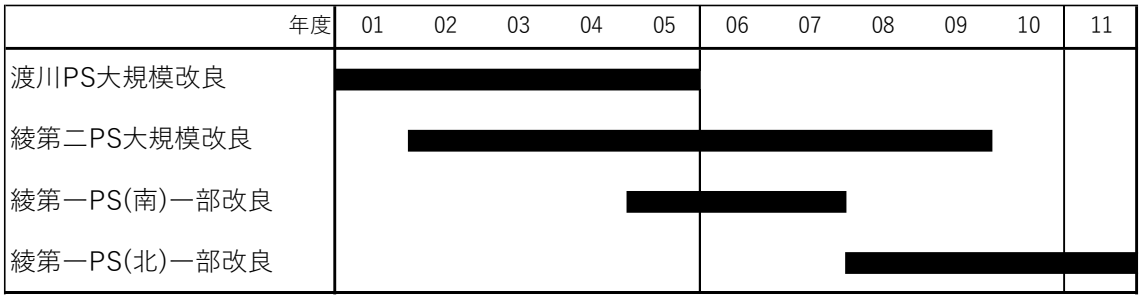

③収益的収支

・渡川発電所や綾第二発電所の大規模改良工事等に伴う発電停止や、固定資産除却費等の費用増により、令和４年度から７年度までは赤字が見込まれます。
・令和５年度には渡川発電所、令和 10 年度には綾第二発電所が FIT による発電を開始し、令和 10 年度以降は事業収益の大幅な増加が見込まれます。

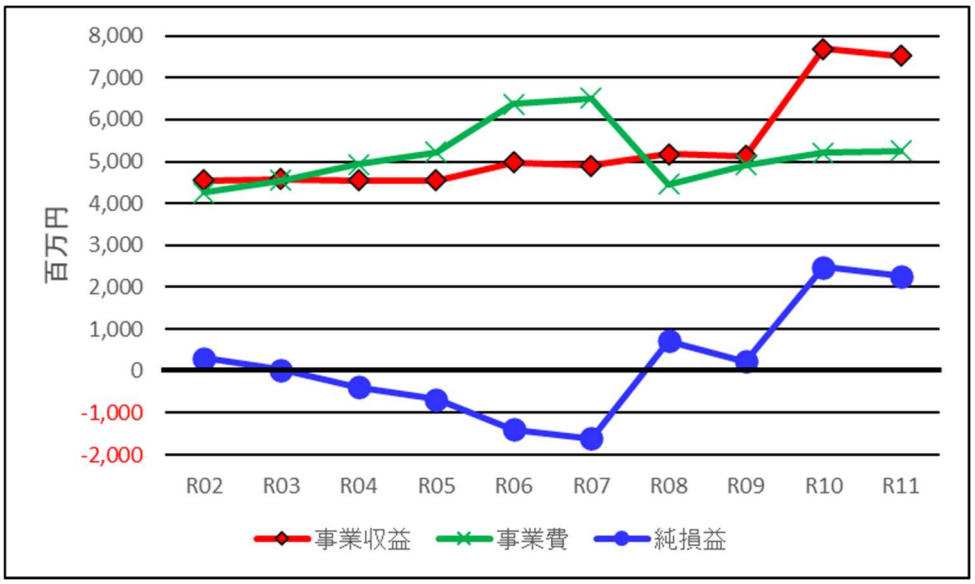

R06 は決算見込（11 月時点）

図 7　収益的収支

④資本的収支

・資本的収入については、工業用水道事業会計や地域振興事業会計からの貸付金返還金を見込んでいます。
・資本的支出については、償還計画に基づく企業債償還金、工事計画に基づく建設改良費等を見込んでいます。

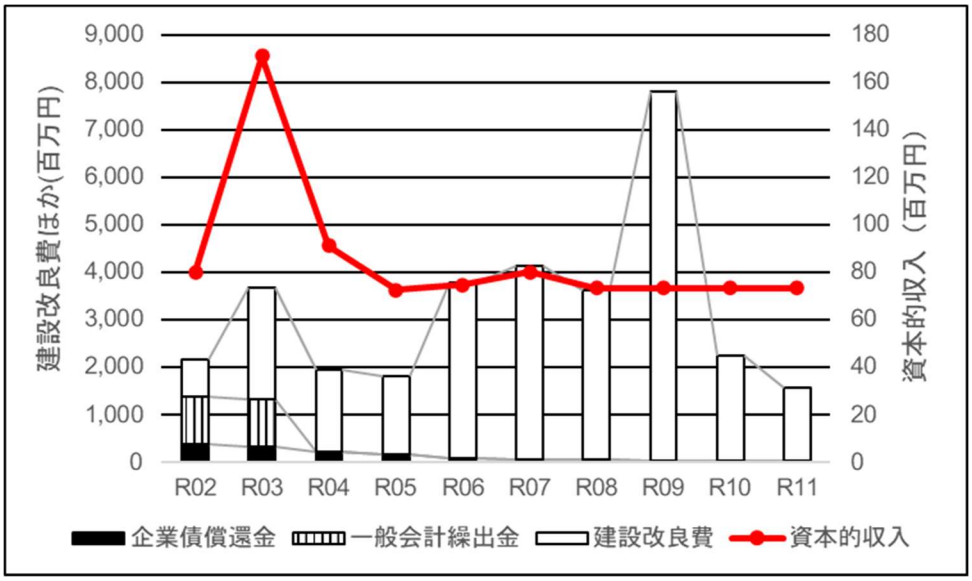

図 8　資本的収支

⑤内部留保資金

・建設改良積立金については、利益の一部を積み立て、綾第二発電所の大規模改良事業の費用として、取り崩します。
・地方振興積立金には利益の一部を積み立てます。
・令和９年度までは、綾第二発電所大規模改修工事と綾第一発電所一部改良工事が重複するため、内部留保資金が大幅に減少していきます。

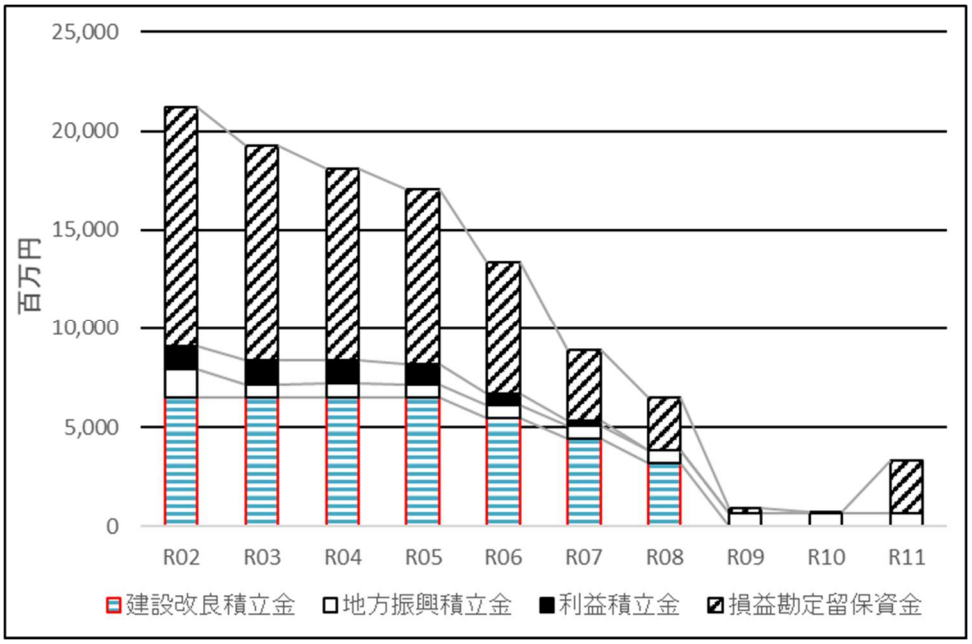

図 9　内部留保資金

⑥借入金残高

・現在の借入金については、償還計画に基づき、令和 12 年度に償還を完了する予定です。
・令和９年度に内部留保資金が大幅に減少することから、新たな借入れを検討します。

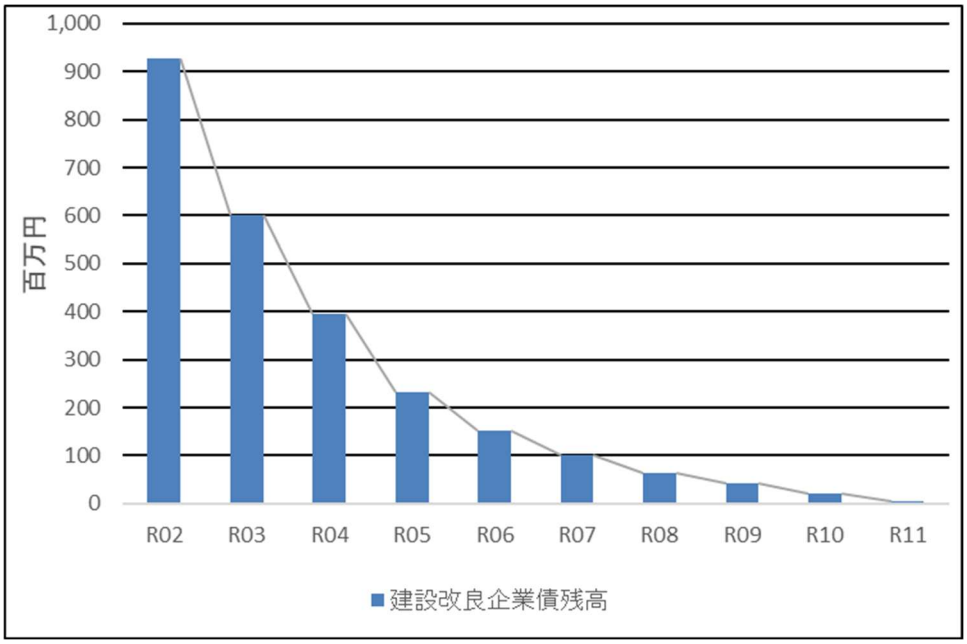

図 10　借入金残高

(2)将来 30 年間の見通し

○　令和６年度までは実績、令和７年度以降は計画見直しとしています。

①前提条件

(収入)
・FIT 適用発電所を除く発電所の売電単価は、現行どおりとしています。
・FIT 適用となる渡川発電所（令和５年 11 月から令和 25 年 10 月まで)、綾第二発電所（令和 10 年４月から令和 30 年３月まで）については、それぞれの FIT 買取単価としています。
・供給電力量は、渇水や故障などのリスクを考慮し、目標の 95％としています。

(支出)
・改良費、修繕費、委託費、減価償却費等は、令和６年度に策定した工事計画を基にしています。
・人件費等の費用については、直近３か年の実績等を基に算出しています。

ケース	考え方	期間中の工事費(億円)	
		改良	修繕
ケースA	見込まれる工事等を最大限盛り込み、費用が最も多くなるケース	609	235
ケースB	現行工事計画の考え方で見込んだケース	471	235
ケースC	現行設備を可能な限り維持し、改良費用が最も少なくなるケース	405	235

（想定している主な工事）

ケースA

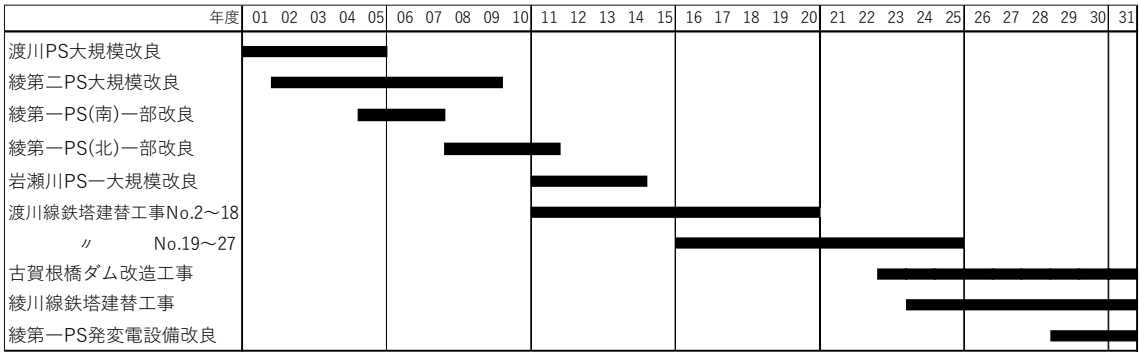

ケースB

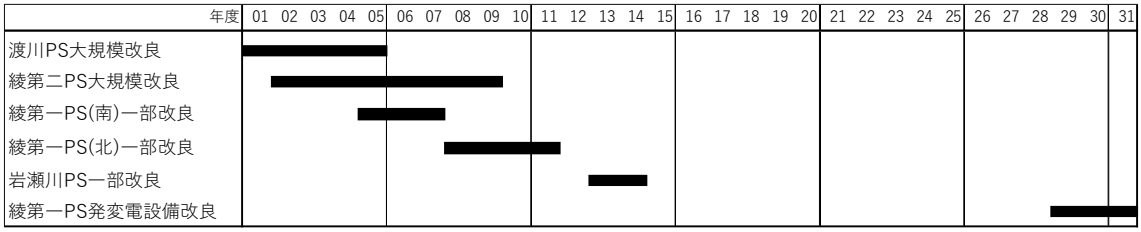

ケースC

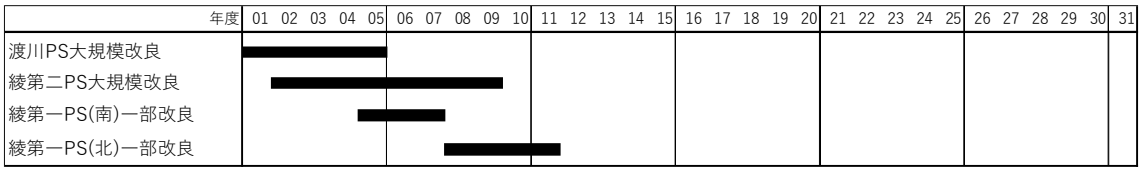

②純損益の推移

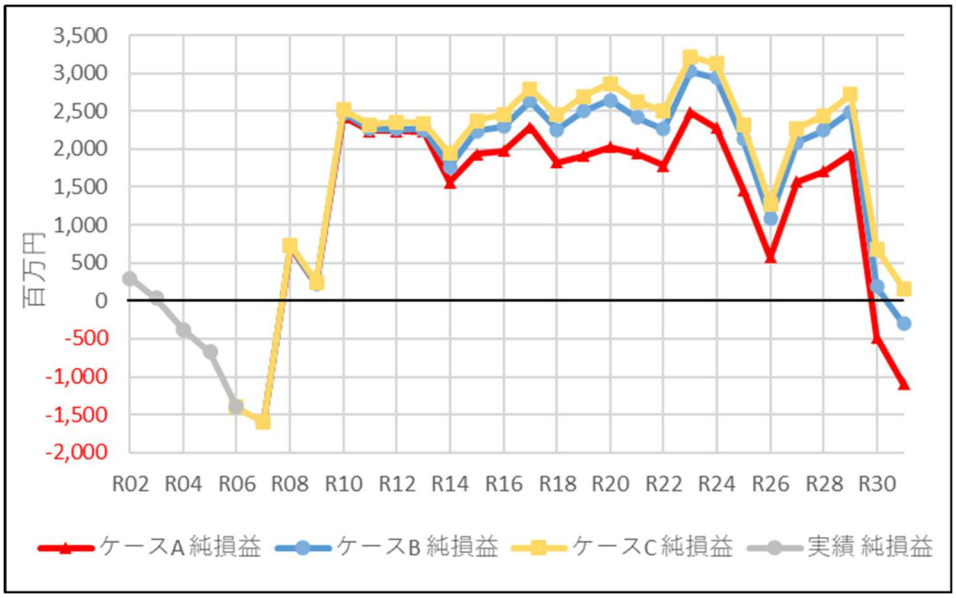

R06 は決算見込（11 月時点）

図 11　純損益の推移

・令和 10 年度から令和 29 年度までは、綾第二発電所が FIT 適用を受けることから、利益を計上します。
・収支は、令和 30 年度以降一時的に悪化しますが、綾第二発電所の減価償却の終了等により改善する見込みです。
・渇水や故障による発電電力量の減少や、社会・経済情勢の変化により、収益が減少するリスクがあります。

7　公営企業として実施する必要性

○　本県の貴重な財産である豊富な水資源を県自ら活用することにより、県民に貢献していくことは、地方公営企業の重要な役割です。

○　これまでに、電気事業の利益の積立による地方振興積立金を活用した県財政への支援をはじめとして、多目的ダム管理費の分担や、緑のダム造成事業による地域貢献など県民の福祉の増進に寄与してきました。

○　企業局が発電に利用している多目的ダムでは、水位運用によって、洪水に備えた治水容量の確保など河川管理者が行う事業に協力しています。

○　こうしたダム水位の運用は、河川管理者や他の利水者等との緊密かつ迅速な連携が必要であるため、民間事業者より企業局の方がより効率的に実施することができます。

○　エネルギーの地産地消の観点から、将来的には、ベース電源として地域のエネルギー会社を支えていく役割を担います。

第４章　工業用水道事業

１　施設の概要

（１）事業形態等（令和７年４月１日現在）

○　工業用水道事業は、日向延岡地区新産業都市の細島工業団地に、工業用水を供給する目的で建設に着手し、昭和 39 年 10 月から給水を開始しています。

○　令和７年４月現在 16 社の企業に給水しており、低廉な料金で安定的に工業用水を供給することで、県北地域の産業振興の一翼を担っています。

法適用の区分	全部適用		
供給開始年月日	昭和 39 年 10 月 20 日	契約水量	98,180 ㎥／日
給水先事業所数	16	常時使用水量	57,944 ㎥

（２）施設概要

水源	二級河川耳川表流水			
施設数	浄水場設置数	1	管路延長	送水管 9.3km
	配水池設置数	1		配水管 2.7km

図 12　施設概要

取水口取水能力		m^3／日	267,500	
給水能力		m^3／日	125,000	
取水隧道長		m	176	L=175.82m W=1.70m H=1.70m
沈砂池容量		m^3	1,150	L=41.65m W=5.85m H=4.72m
沈殿池処理能力		m^3／時	5,600	高速凝集沈殿池（４池） A=21.50m×21.50m H=4.30m(1 池当たり)
調整池容量		m^3	850	L=18.00m W=13.50m H=3.50m
調圧井容量		m^3	190	
送水管総延長		m	9,333	
隧道長		m	4,918	W=1.70m H=1.70m
管路長	旧管	m	4,415	φ1,200
	新管(改築)	m	4,322	φ900 旧管に併設
配水池容量	１・２号池	m^3	（２池） 5,109	V=19.50m×26.20m×5.00m(1 池当たり)
	３号池	m^3	19,129	L=89.70m W=48.50m H=5.00m
配水管総延長	旧管	m	2,705	φ1,000～φ1,500
	新管(改築)	m	2,667	φ400～φ800 旧管に併設
導水ポンプ		kW	125×2 台	
		kW	240×1 台	
送水ポンプ		kW	90×2 台	
		kW	170×1 台	

（３）料金

○　昭和 50 年度から契約水量に対して基本料金を適用する責任水量制を採用しています。

○　契約水量のうち使用しない水量（未達水量）については、一部減免を行っています。

○　全国の工業用水道事業者の平均給水料金は 22.91 円（令和４年４月）となっており、本県は全国的に見ても低廉な料金となっています。

（これまでの料金改定の状況）

改定年月日	基本料金	特定料金	超過料金
昭和 52 年４月１日	８.０円／m^3	８.０円／m^3	16.０円／m^3
昭和 56 年４月１日	10.０円／m^3	10.０円／m^3	20.０円／m^3
平成 13 年４月１日	10.４円／m^3	10.４円／m^3	20.８円／m^3

２　現在の事業環境と今後の見通し

（１）事業を取り巻く情勢

○　工業用水を供給している細島工業団地は、東九州自動車道の北九州～宮崎間の開通や細島港のコンテナターミナルの整備充実、国際物流ターミナルの整備などが進み、物流拠点としての機能が向上しています。

○　細島工業団地は、総面積が 313.2ha であり、敷地の多くは売却済みとなっています。一方、新たな岸壁整備が港湾計画に位置づけられており、その背後地は埋め立て、工業用地として造成予定とされています。

○　産業構造の変化や水リサイクル利用の拡大等に伴い、工業用水の需要が減少する可能性や、工場が撤退する可能性もあります。

○　アセットマネジメントを実施した結果、設備の更新には、多額の費用を要することから、財務状況の見通しを考慮する必要があります。

（将来の見通し）

○　産業構造の変化等により、工業用水需要が減少する可能性もあります。一方、工業用地が造成されれば、新たな企業の立地等により、給水量が増加する可能性もあります。

○　老朽化した設備を更新するためには、資金の確保や料金改定が必要となります。また、民間活力の導入による費用抑制等の効果も期待できます。

（２）施設の状況

○　工業用水道施設は昭和 39 年の運用開始後約 60 年が経過しており、これまで計画的に改良工事や修繕工事を行うことにより信頼性を維持してきました。

○　一部の送水管など、これまで改修を行っていない設備については、今後改修を行う必要がでてきます。

（改良、更新工事の実施状況）

実施年度	内容
H８～12	工業用水道改築工事 ・新送水管敷設、新配水管敷設　・沈殿池改修 ・計装装置取替　・薬品注入設備設置 ・３号ポンプ用電動機取替
H17～18	災害復旧工事
H30～R２	高速凝集沈殿池設備更新工事
R４～５	災害復旧工事
R６～７	浄水場浸水対策工事

○　これまで主要な施設について耐震診断を実施し、耐震基準に適合していない施設に対して耐震補強工事を実施してきました。

（耐震化工事の実施状況）

実施年度	内容
H８～12	改築事業（ダクタイル鋳鉄管（送水管及び配水管）新設）
H20	配水池耐震補強工事
H21～22	浄水場施設耐震補強工事

（将来の見通し）

○　老朽化の進行により、給水に支障が生じるなどの問題が発生する可能性があります。

○　AI や IoT などの ICT を活用した新たな保守管理手法の確立により、更新時期等を的確に把握できるようになる可能性があります。

（３）経営状況

○　平成 26 年度までは給水能力日量 125,000 ㎥に対して、ほぼ 100％の契約水量となっていましたが、平成 27 年度にユーザー企業の契約水量と未達料金の見直しを行った結果、現在は契約水量が 98,180 ㎥で、契約率は 78.5％となっています。

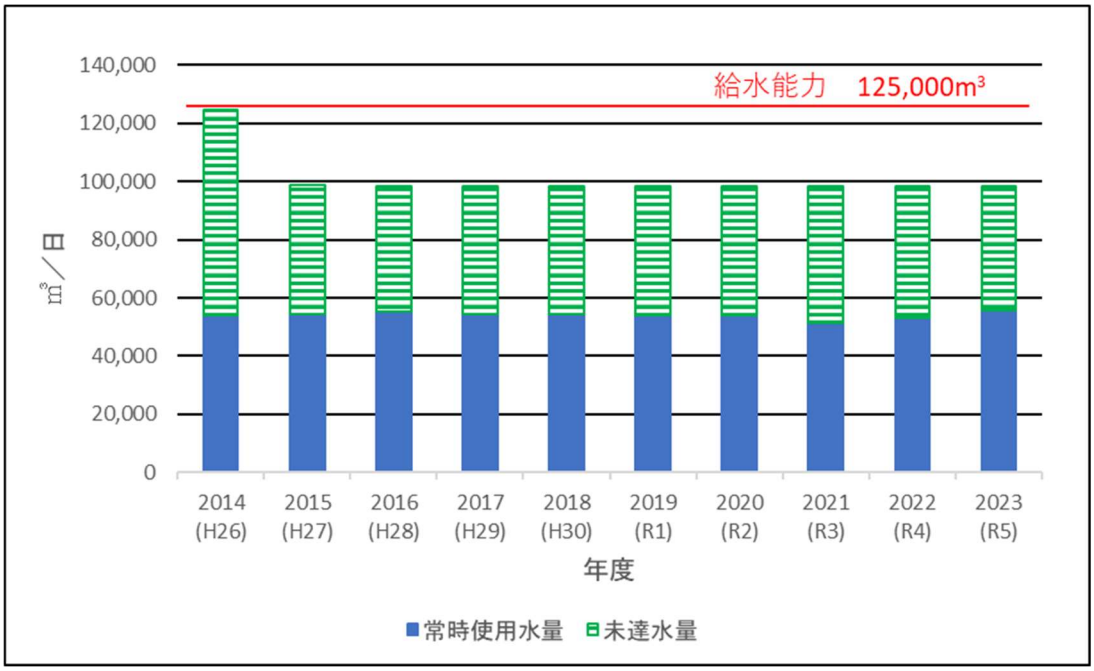

図 13　契約水量の推移

○　近年のユーザー企業の常時使用水量は日量 55,000 ㎥前後、契約水量に占める常時使用水量の割合（実給水率）は 55％で推移しており、契約水量と実給水量に乖離がある状況が続いています。

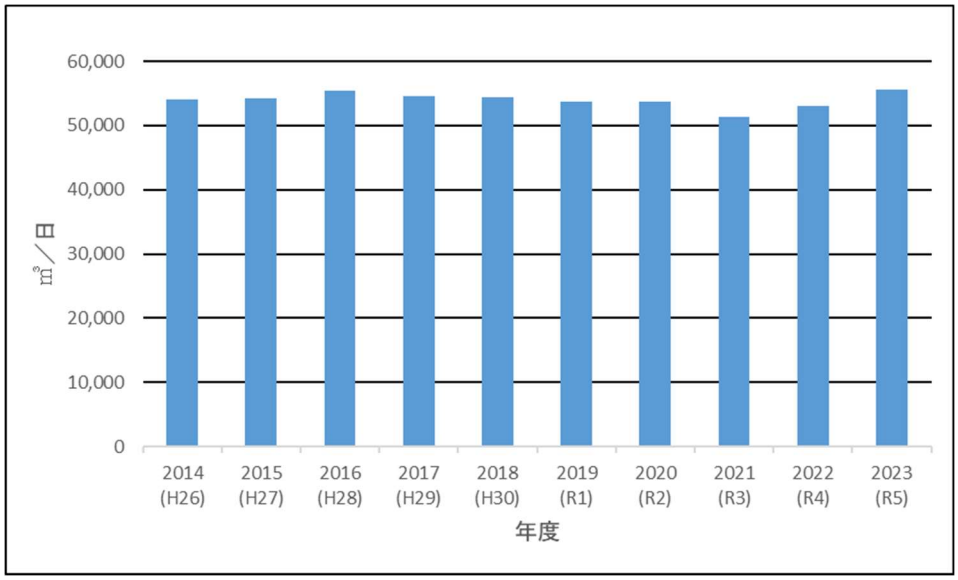

図 14　常時使用水量の推移

○　純利益は、令和元年度までは概ね 8 千万円前後で推移していたものの、それ以降は台風被害等の影響もあり減少傾向にあります。

※　平成 26 年度は公営企業会計制度の見直しにより、一時的に 5 億円以上の利益を計上しました。

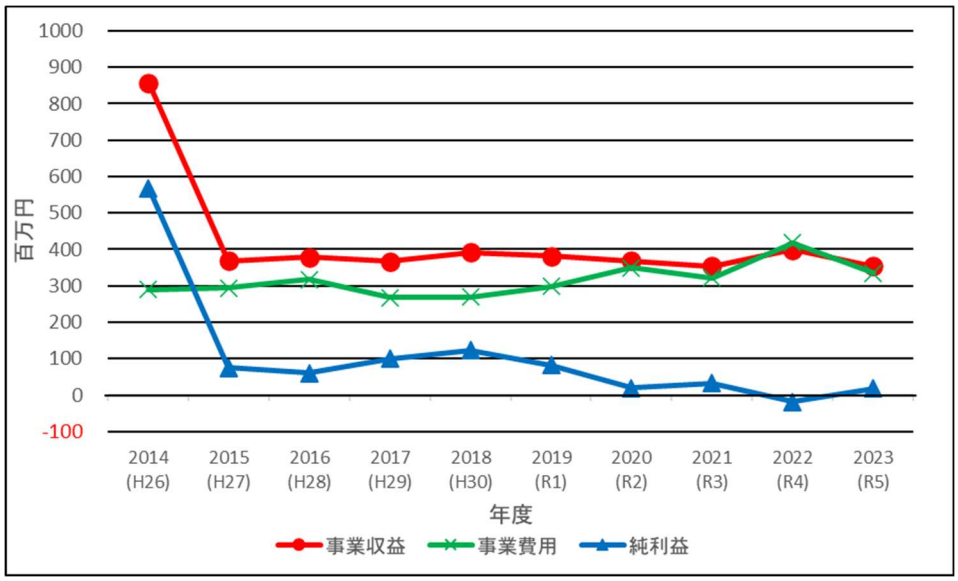

図 15　収益的収支の状況

○　借入金は、事業開始後昭和 51 年度まで発生した赤字の補填のため、他会計等から借入れを行っていたことなどによるもので、経営安定後は計画的に償還しており、残高は令和 5 年度末で約 18 億 5 千万円となっています。

○　内部留保資金については、近年は概ね横ばいで、令和５年度末で約 19 億円となっています。

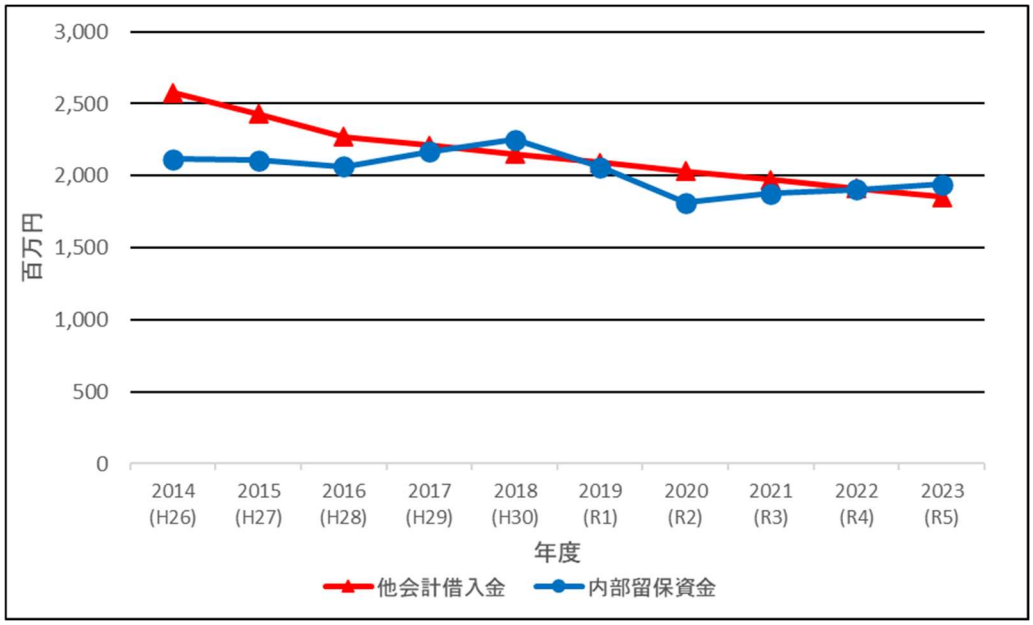

図 16　借入金残高と内部留保資金の推移

（将来の見通し）

○　短期的には、ユーザー企業の使用水量増加等により、常時使用水量が若干増加し、増収となる見込みです。

○　大規模な改良工事費の増加と他会計借入金償還により、今後は内部留保資金が減少する見込みです。

○　大規模な改良工事に伴う減価償却費の増加等の理由により、現行料金を継続した場合は、将来赤字が見込まれます。

○　ユーザー企業の新たな進出が見込めない、又は撤退した場合には、契約水量等の変動が生じることになります。

○　今後、資金確保や料金改定が必要となります。

（４）組織の状況

（組織体制）　　（令和７年４月１日現在）

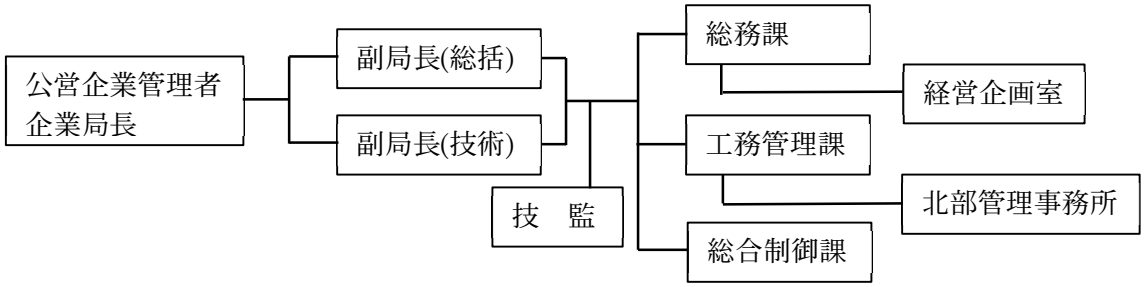

○　事業経営の集中化・効率化を図るため、平成５年４月に、宮崎市に設置した総合制御所からポンプ運転などを遠隔監視制御化しました。その後、組織の見直し等により、効率化を図っています。

○　企業局人材育成基本方針に基づき、技術職員養成研修計画を定め、職員の能力向上に努めています。また、電気主任技術者などの資格取得を計画的に実施しています。

○　職員は全て知事部局で採用され、概ね３年ごとに知事部局と企業局で人事交流が行われています。ただし、電気職・機械職の職員については、企業局内での異動も行われています。

○　職員の定年年齢が段階的に引き上げられ、令和 13 年４月以降は 65 歳となります。

（将来の見通し）

○　少子化で労働力人口が減少し、職員の確保が一層困難になるとともに、定年年齢の引き上げにより、職員に占める高齢層の割合が増加していく見込みです。

○　現在の企業局内の有資格者の多くが 50 歳代であることから、技術力の維持や有資格者の確保が困難になるおそれがあります。

○　職員数の減少や高年齢層の増加を見据えた体制づくりのほか、AI や IoT などの ICT の活用による保守管理の省力化や業務効率化の推進、そのための環境整備などが求められます。

（５）地域貢献等の状況

○　低廉な料金での工業用水供給により、県北地域の産業振興に寄与しています。

○　平成 23 年度から日向市の小学生を対象に、工業用水道やユーザー企業の工場を見学する工業用水道施設見学会を実施し、企業局の事業について

理解を深めてもらうとともに、工業用水道の仕組みなど社会教育の一環としても活用されています。

○　ホームページに職員ブログを掲載し、業務の内容を紹介するとともに、SNS を活用しイベントなどの情報を発信しています。

○　企業局庁舎の１階ギャラリーに事業の内容を紹介するパネル等を展示するとともに、ギャラリー及び県電ホールを一般に開放し、県民の芸術活動や地域活動の場の提供・支援を行っています。

（将来の見通し）

○　今後も引き続き、安定的に供給することにより、県北地域の産業振興に寄与していくことが期待されています。

○　企業局が事業を円滑に推進していく上で、情報発信の重要度はより高くなると思われます。

３　課題

（１）経営的課題

○　今後の設備更新、改修工事に多額の費用が見込まれることから、収支の悪化や資金の不足が懸念されます。

○　日量 20,000 ㎥以上の未売水があることや、実給水量と契約水量の大きなかい離があることから、給水量の拡大を図る必要があります。

○　他会計等からの借入金が約 18 億５千万円（令和５年度末）あることから、計画的に返済を進めるため、毎年度の利益を確保する必要があります。

（２）設備的課題

○　建物や構築物は、一部耐震化が図られているものの、給水を開始した昭和 39 年から約 60 年が経過したものが多く、老朽化していることから、給水に支障が生じることなどが懸念されます。

○　南海トラフ地震発生を見据えた、耐震対策が行われていない設備への対策が必要です。

○　施設の老朽化や土砂災害、地震などにより、漏水事故等が発生した際、迅速な復旧に備える必要があります。

○　台風等により、浄水場内の浸水被害を受けていることから、対策が必要です。

（３）組織的課題

○　経験豊富な職員が減少していく中、技術力の維持・向上や、事業を行う上で必要な電気主任技術者などの有資格者を確保していく必要があります。

○　通常業務に加え、アセットマネジメントで策定した工事を実施していくに当たって、業務量の増加が懸念されます。

○　定年年齢引き上げにより、高年齢層職員の増加が見込まれることから、職員の配置や役割等について検討していく必要があります。

○　職員の健康管理、長時間労働の是正、職場環境の改善など、働き方改革を進め持続可能な組織・体制を次世代に引き継いでいく必要があります。

（４）ユーザー企業等との連携

○　今後設備の更新や改修工事を予定していることから、ユーザー企業と更なる緊密な連携を図る必要があります。

○　事業を円滑に進めていくため、ユーザー企業等への料金改定交渉や情報発信を積極的に進めていく必要があります。

4　経営の基本方針

工業用水を安定的に供給しつつ、施設の健全性を保ちながら、県北地域の産業振興を支えます。また、民間活力の導入によるコストダウンの検討と併せて料金改定の検討を行います。

○　工業用水は、企業の生産活動にとって欠かすことのできないものであることから、老朽化対策など施設の健全性を保ちながら、安定的に供給することにより、県北地域の産業振興を支えます。

○　設備の更新費用や維持管理費用を抑制するための方策として、民間活力の導入によるコストダウンの検討を行うとともに、これらを踏まえた給水料金の改定も検討します。

浄水場

施設見学会

５　戦略

戦略Ⅰ　効率的な設備投資と財源確保による経営基盤の強化

（１）給水量の拡大

○　県の企業立地を推進する部局との連携を図りながら、給水量の拡大に努めます。

（２）コストダウンの推進

○　設備の更新に当たっては、ユーザー企業の水需要に応じた適正な規模を検討します。

○　工事計画を実施するに当たっては、国の補助金等を最大限活用しながら、効率的な設備投資を行います。

○　設備の更新に当たっては、省エネルギー機器の導入等を検討し、総合的にコストダウンを図ります。

○　設備の更新費用や維持管理費用を抑制するための方策として、民間活力の導入を検討します。

（３）安定経営の維持

○　将来にわたり、事業を継続的かつ安定的に行うため、適切なコストダウン対策を講じた上で、必要に応じた料金の改定も検討します。

○　設備の更新費用を確保するため、借入れ等を検討します。

戦略Ⅱ　設備の計画的な更新・維持補修による健全性の保持

（１）計画的な更新による設備の信頼性向上

○　工事計画策定に当たっては、投資効果と費用を見極めながら最適な計画を立て、確実に工事を行います。

（２）工業用水の安定供給の維持

○　AI や IoT など、最新の技術を導入することにより、事故を未然に防止するなど信頼性の向上と保守の高度化を検討します。

○　給水停止や漏水発生など、緊急時の迅速な復旧に備え、引き続き緊急事故対応訓練等を実施し、応急対応力の向上や民間協力会社との連携強化を図ります。

戦略Ⅲ　大規模災害等におけるリスク対策の充実強化

（１）災害に強い設備の構築

○　一部の水管橋など、耐震対策が未了の設備に対し、必要に応じて計画的に対策を講じます。

○　台風等による浄水場内の浸水を防止し、送水停止のリスクを軽減するため、防水壁の嵩上げや排水対策を講じます。

（２）危機管理体制の充実強化

○　ユーザー企業や民間協力会社との連携を図り、障害の迅速な復旧や被害拡大の防止に努めます。

○　定期的な訓練等を実施し、職員の危機意識の向上を図ります。

○　訓練の結果等を踏まえ、危機管理マニュアルや BCP を整備し、適切な見直しを行います。

戦略Ⅳ　適切な人材育成や組織体制の確立等

（１）計画的な人材育成

○　企業局人材育成基本方針に基づいて、技術職員養成研修計画を定め、技術力向上や専門知識習得を図ります。

○　電気主任技術者などの有資格者は、出向や退職などの変動を見越して、計画的に養成・確保を行います。

○　定年延長や再任用など経験豊富な職員の参画による OJT 等を活用して、技術の継承に取り組みます。

（２）状況に応じた組織体制の確立等

○　必要に応じて業務の外部委託を検討するなど、適切な組織体制の構築を検討します。

○　企業局ワーク・ライフ・バランス推進委員会により、職員の働き方の状況確認や、改善に向けた具体的な取組事項の決定、進捗状況の管理を行うなど、働き方改革を効率的かつ効果的に推進していきます。

○　AI や IoT などの ICT を活用した保守の効率化や省力化を検討します。

戦略Ⅴ　ユーザー企業等との緊密な連携

（１）情報共有体制の整備

○　事故時等の緊急連絡体制の整備や定期的な訓練を行います。

○　老朽化した設備の更新・改修は、ユーザー企業の理解と協力を得ながら実施します。

○　ユーザー企業の意見等を聴収し、経営情報を積極的に公開するために、経営状況説明会を定期的に開催します。

（２）施設見学会を通した県民等へのＰＲ

○　ホームページや SNS を活用して、積極的に情報発信を行います。

○　工業用水道施設見学会を継続して実施します。

6　投資・財政計画

(１)10 年間の計画

○　令和６年度までは実績、令和７年度以降は計画見直しとしています。

①前提条件

(収入)

・給水量は、令和６年８月にユーザー企業から提出された工業用水使用計画書等に基づき算定しています。
・料金体系は、現行どおりとしています。

(支出)

・改良費、修繕費、委託費、減価償却費等は、令和６年度に策定した工事計画を基にしています。
・人件費等の費用については、直近３か年の実績等を基に算出しています。

②投資計画

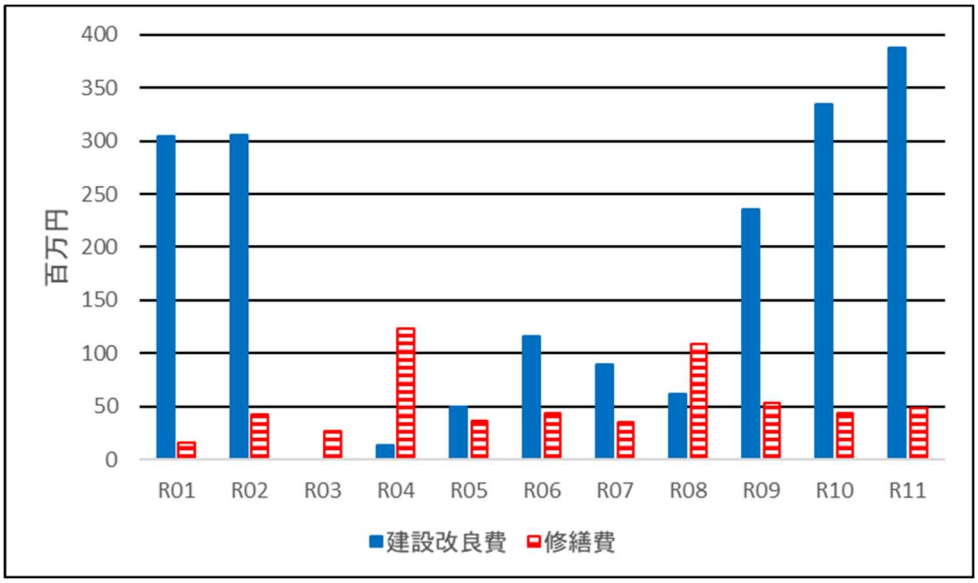

図 17　投資計画

（期間中の主な工事）

年度	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11
高速凝集沈殿池改良	■	■									
浄水場浸水対策						■	■				
水路橋･水管橋耐震補強								■	■	■	

③収益的収支

・平成 30 年度から令和２年度に実施した高速凝集沈殿池等の更新により、減価償却費が増加したことや昨今の物価高などにより、今後赤字を計上する見込みです。
・令和６年度に実施した工業用水道施設の維持・更新計画等のあり方検討業務の結果を基に、今後の事業運営手法や料金設定のあり方について検討を行っていく必要があります。

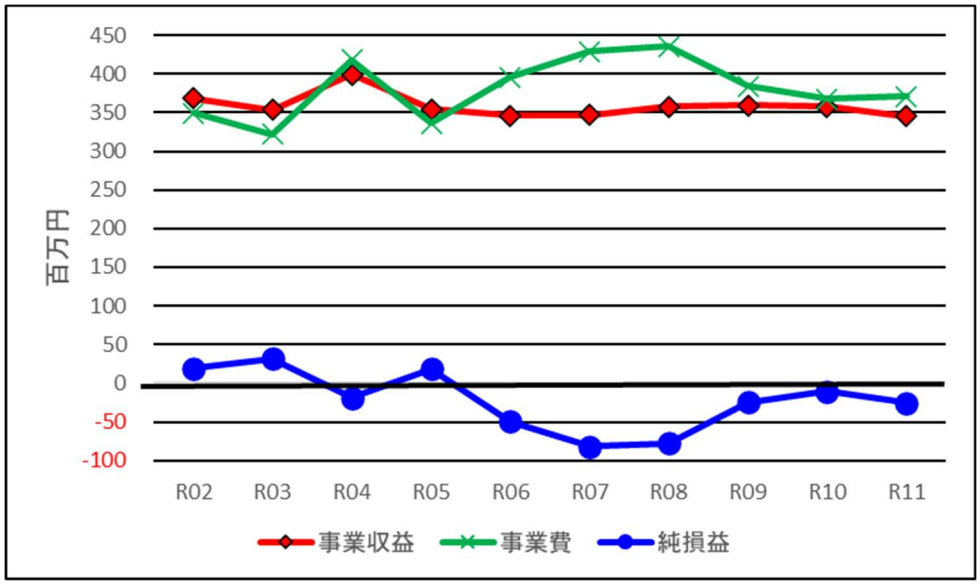

R06 は決算見込（11 月時点）

図 18　収益的収支

④資本的収支

・資本的収入については、企業債等の借入れや国の補助金の活用を検討していく必要があります。
・資本的支出については、償還計画に基づく借入金償還金、工事計画に基づく建設改良費等を見込んでいます。

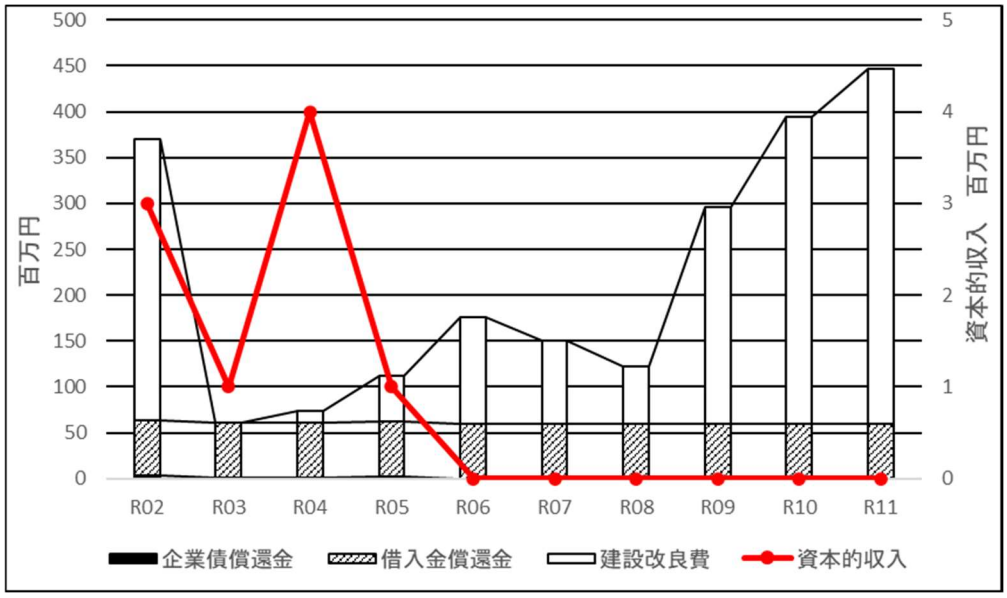

図 19　資本的収支

⑤内部留保資金

・建設改良積立金については、浸水対策工事に併せて令和６・７年度に一部取り崩します。
・借入金償還積立金については、令和 11 年度末で、残高が返済額を下回る見込みです。
・利益積立金については、令和８年度に欠損金を補填するため、一部取り崩す見込みです。

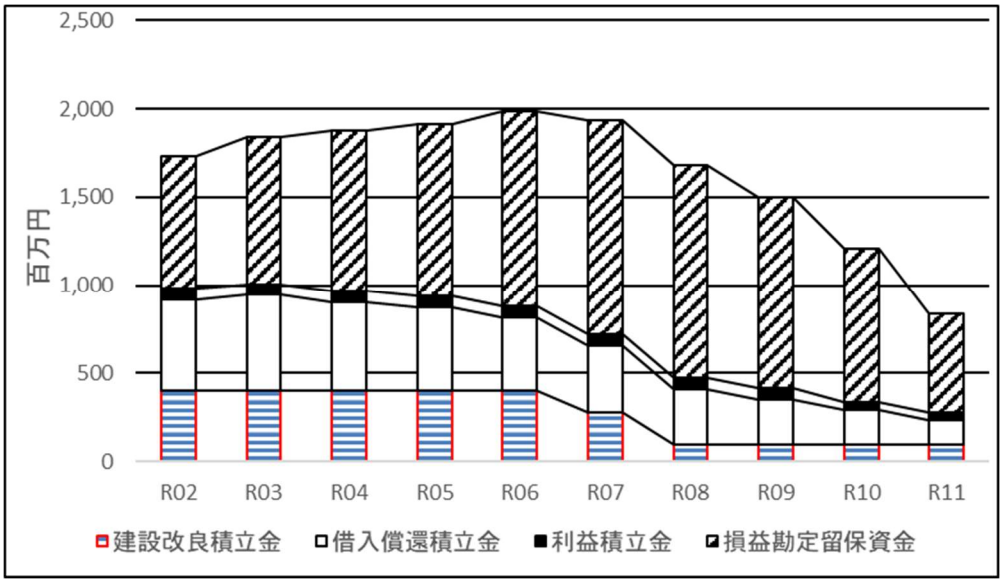

図 20　内部留保資金

⑥借入金残高

・送水管（旧管）更新等の大規模な改良工事を実施した場合、資金が不足することから将来的に企業債等の新たな借入れを検討する必要があります。

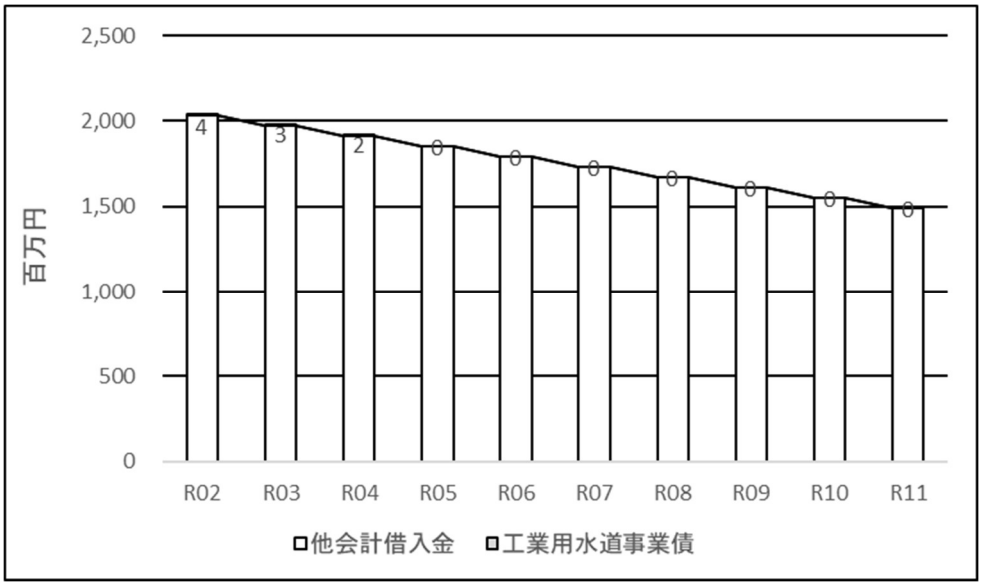

図 21　借入金残高

（２）将来 30 年間の見通し

○　令和６年度までは実績、令和７年度以降は計画見直しとしています。

①前提条件

（収入）

・給水量は、令和６年８月にユーザー企業から提出された工業用水使用計画書等に基づき算定しています。
・料金体系は、本ビジョンの計画期間である令和 11 年度までは現行どおりとし、それ以降に料金値上げを行う想定としています。

（支出）

・改良費、修繕費、委託費、減価償却費等は、令和６年度に策定した工事計画を基にしています。
・人件費等の費用については、直近３か年の実績等を基に算出しています。

ケース	考え方	期間中の工事費(億円)	
		改良	修繕
ケースA	設備の更新等、見込まれる工事を最大限盛り込み、費用が最も多くなるケース	111	23
ケースB	現行設備を可能な限り維持しつつ、設備の一部更新等を盛り込むケース	63	23
ケースC	現行設備を可能な限り維持し、費用が最も少なくなるケース	26	23

（想定している主な工事）

ケースA

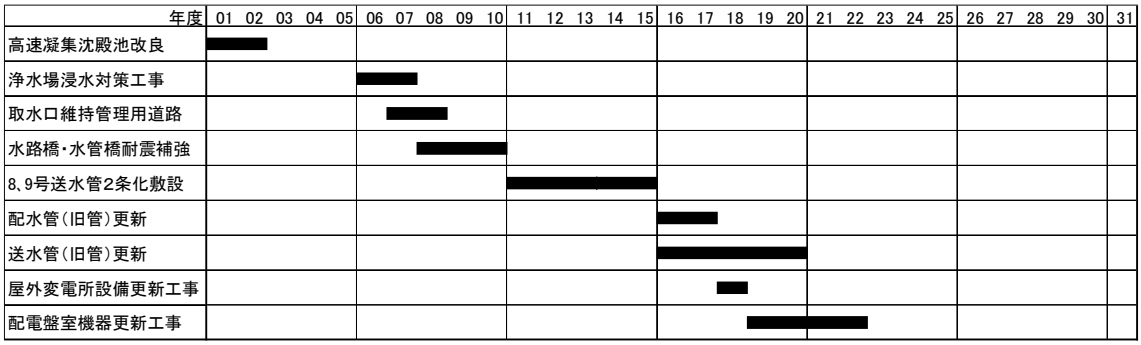

ケースB

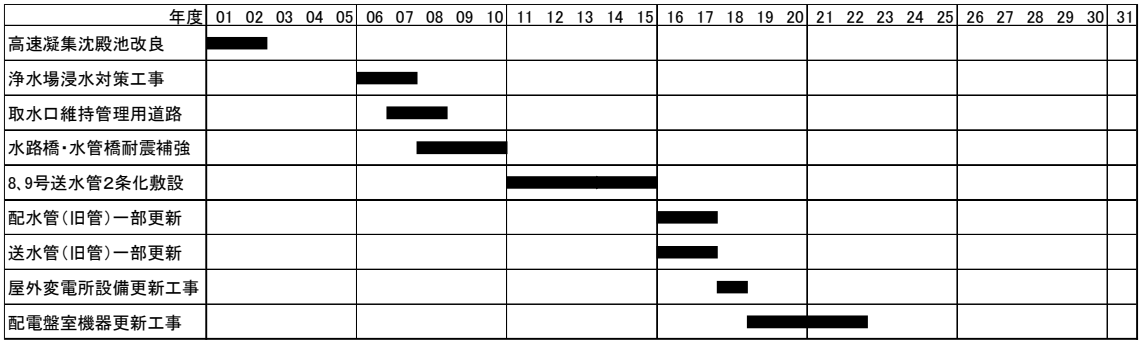

ケースC

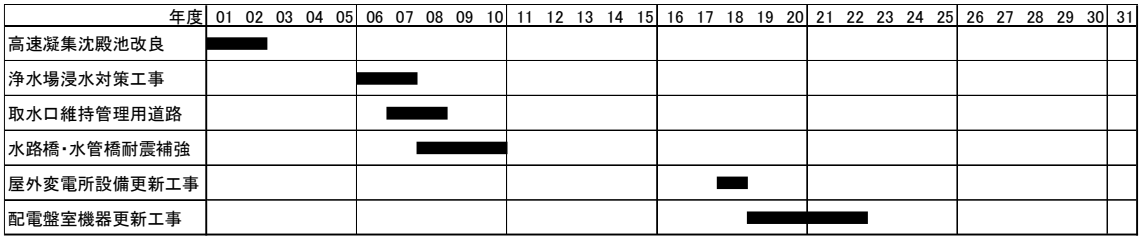

②純損益の推移

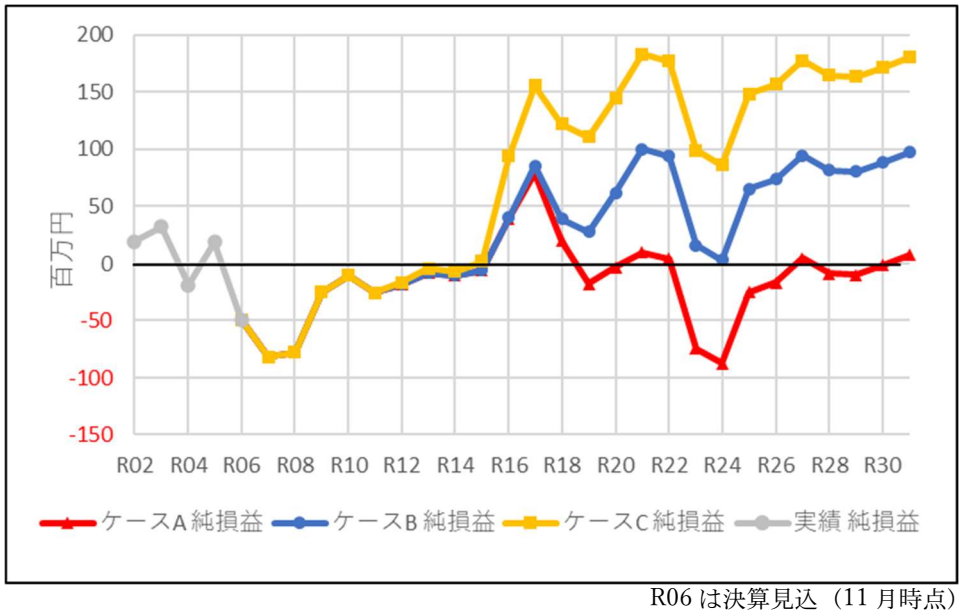

R06 は決算見込（11 月時点）

図 22　純損益の推移

・各ケースの費用の大小により、純損益が増減します。
・高速凝集沈殿池更新、浸水対策工事、水路橋・水管橋耐震補強工事の完了による減価償却費の増加や水管橋塗装工事等により、令和 15 年度まで赤字を計上する見込みです。
・将来的な改良工事に備え、令和 12 年度以降の料金改定を見込んでいます。

第５章　地域振興事業

１　施設概要

（１）事業形態等（令和７年４月１日現在）

○　地域振興事業は、県民が健康づくりのために気軽に利用できる施設として、新富町の一ツ瀬川河川敷を利用してゴルフコースなどを整備したものです。

○　平成 18 年度から指定管理者制度を導入しており、現在、第５期の指定管理者である株式会社青山石材が管理運営を行っています。

法適用の区分	全部適用	事業開始年度	平成２年 11 月
事業の種類	ゴルフ場の運営	施設名	一ツ瀬川県民スポーツ レクリエーション施設
指定管理者	株式会社　青山石材		
指定期間	令和６年４月１日～令和 11 年３月 31 日（５年間）		

（２）施設一覧

サービスセンター	鉄筋造３階建て ロビー、フロント、売店、事務所、シャワー室、レストラン、厨房、管理員詰所、倉庫、薬品庫、トイレ、洗面所、ロッカー
ゴルフコース	パブリック 18 ホール（パー70） サマーグリーン　　5,651 ヤード ウィンターグリーン　5,672 ヤード

（３）料金形態

○　ゴルフ場利用料金は、宮崎県一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設条例の規定に基づき、条例の定める金額の範囲内で指定管理者が定めています。

（条例で定める料金）

区分	１人 18 ホールにつき
月曜日から金曜日まで （休日は除く。）	3,232 円 （65 歳以上の者にあっては、2,520 円）
土曜日、日曜日及び休日	5,359 円

※　令和元年 10 月１日改定、消費税を含む。

２　現在の事業環境と今後の見通し

（１）ゴルフ場運営を取り巻く情勢

○　人口減少や少子高齢化、ライフスタイルの多様化などにより、全国のゴルフ場利用者数は減少傾向にあります。

○　県内のゴルフ場は新型コロナウイルスの影響により一時的に利用者は増加しましたが、その後再び減少傾向となっており、直近 10 年間の県内ゴルフ場の利用者数は、平成 26 年度の 111 万人から令和４年度に 116 万人に増加したものの、令和５年度は 113 万人と減少しています。

○　各ゴルフ場は、料金サービスや各種コンペ実施のほか、特色あるコースづくりなど魅力を高めることによって利用者の確保を図っています。

（２）施設の状況

○　平成 2 年の開業から 30 年以上を経過しており、サービスセンターなど施設の老朽化が進んでいます。

○　河川敷を利用したコースのため、大雨等の影響により冠水被害を受けやすいことから、水はけ対策を実施しています。

○　河川環境の保全のため、農薬使用量の低減やゴルフコース周辺の除草などに力を入れています。

（３）経営状況

○　平成２年の開業以来、令和５年度までの 34 年間で累計利用者数が 129 万人を超えました。年間利用者数については、平成４年度の６万６千人をピークとして、直近 10 年間では、平成 26 年度の約３万４千人から減少し、近年は３万人を下回っています。

○　平日利用者のうち約半数は 65 歳以上の高齢者となっています。

○　近年は台風によるコース冠水被害を受けており、令和５年度の利用者数は 24,851 人と伸び悩みました。

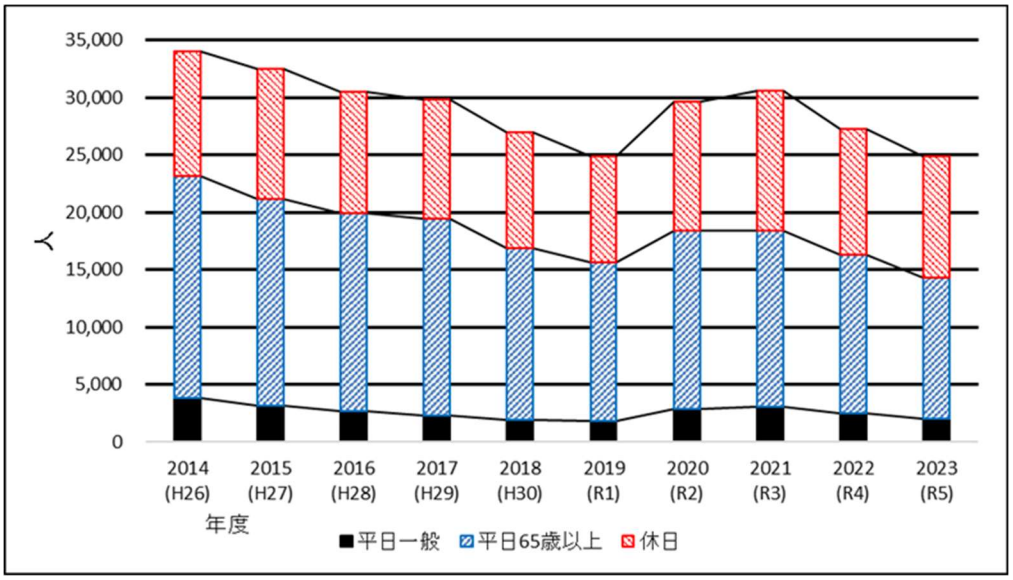

図 23　利用者数の推移

○　事業の収支は平成 29 年度までは黒字で推移していましたが、平成 30 年度以降は令和 3 年度を除き赤字となっています。

※　平成 26 年度は公営企業会計制度の見直しにより、一時的に 4 千万円の利益を計上しました。

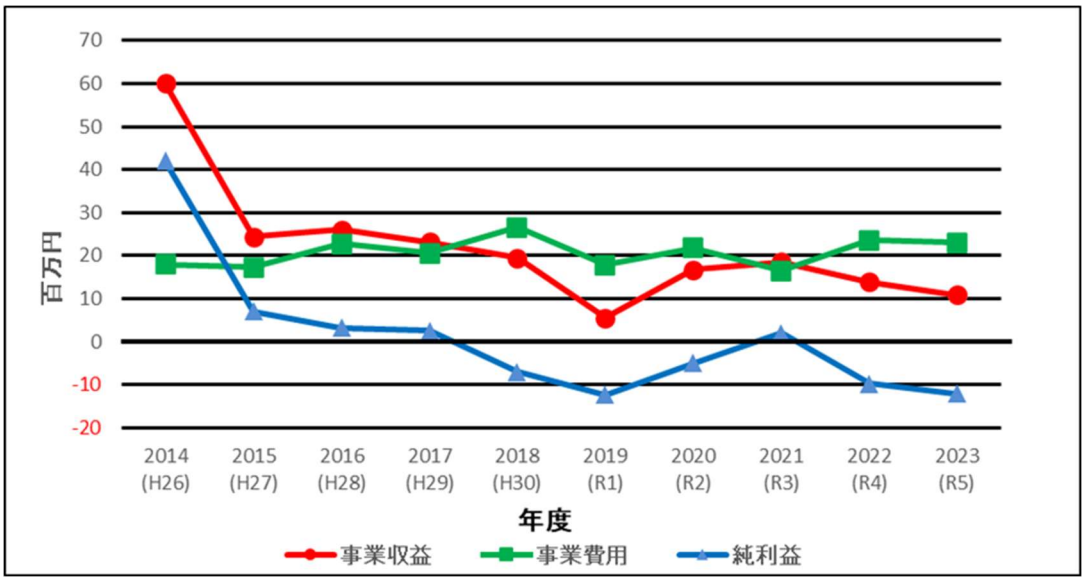

図 24　収益的収支の状況

○　借入金は建設資金に充てたもので、計画的に返済を行っており、令和 5 年度末の残高は約 6 億 9 千万円となっています。

○　内部留保資金は概ね横ばいで推移していましたが、令和 2 年度末に 2 億

円を下回り、令和５年度末で約１億７千万円となっています。

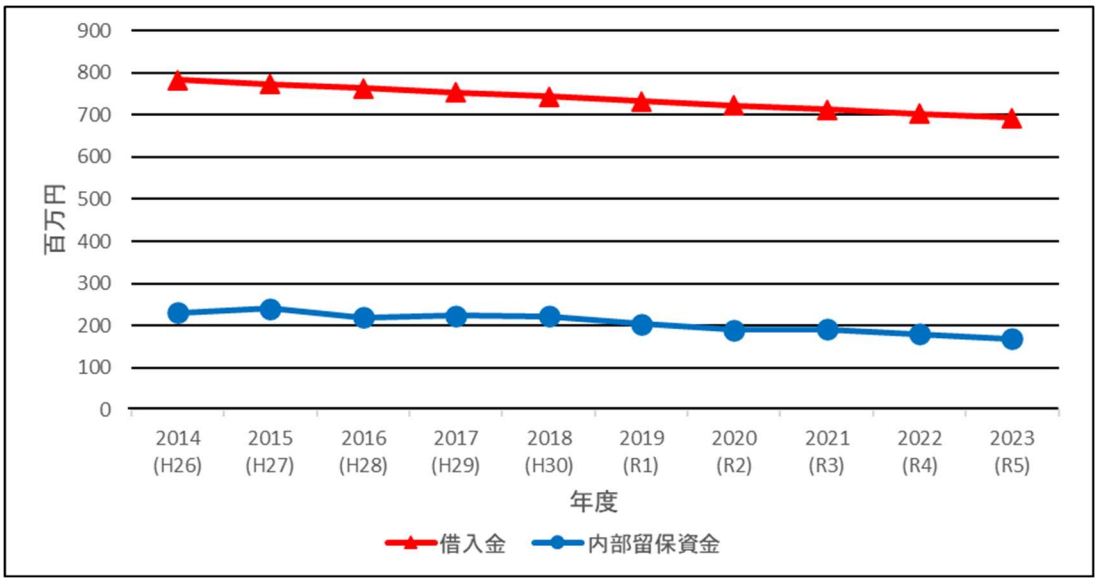

図 25　借入金残高と内部留保資金の状況

（４）地域貢献、事業のＰＲ

○　フラットなコースで高齢者や初心者でもプレイしやすく、県民の健康づくり、生きがいづくりに広く貢献しています。

○　地元雇用者の給与やゴルフ場利用税などにより、毎年２千万円以上の経済波及効果があります。

○　適切なコース管理により、良好な河川環境の維持に寄与しています。

（将来の見通し）

○　ゴルフ人口は減少しており、当ゴルフ場の利用者数も減少していくものと思われることから、現在の運営状況が維持できるか厳しい状況です。

○　指定管理者とも協議しながら、今後の事業の可否を含めて検討する必要があります。

３　課題

（１）経営的課題

○　利用者数の低迷や冠水被害など、今後も厳しい事業環境が続く可能性があります。

○　電気事業会計からの借入金が約６億９千万円（令和５年度末）あります。

（２）設備的課題

○　コースコンディションは利用者の利用満足度に直結することから、指定管理者と連携しながら、良好な状態の維持に努める必要があります。

○　営業開始から約 30 年以上が経過し、施設や設備が老朽化しているため、点検や修繕などにより適切な維持管理を行う必要があります。

（３）地域貢献等

○　開業以来、地元産品利用等による地域への経済波及、良好な河川環境の保全などに努めており、今後も継続する必要があります。

4　経営の基本方針

河川敷ゴルフ場の特色を生かし、県民誰もが快適にプレイしやすい環境を提供することにより、県民の健康づくり・生きがいづくりと地域の振興に寄与します。また、経営状況を見ながら、今後の事業のあり方を検討します。

○　ライフスタイルの多様化で様々な余暇活動を営む県民に対し、低料金で気軽に楽しめるサービスを提供します。

○　高齢化社会を迎えた中、フラットで高齢者でもプレイしやすいという河川敷ゴルフ場の特色を生かし、高齢者がスポーツを通して交流を深め、生きがいを感じられる社会づくりに寄与します。

○　事業の運営を通して、地元自治体の振興に寄与します。

○　経営状況を見ながら、今後の事業のあり方を検討します。

ゴルフコース

サービスセンター

５　戦略

戦略Ⅰ　指定管理者と連携した安定した経営

（１）利用者の確保

○　指定管理者と連携しながら、各種媒体を活用した広報活動を行い、リピーターの確保、ジュニアゴルファーの育成、若年層などの誘客に努めます。

○　パブリックゴルフ場として低廉な料金水準を維持しながら、季節や利用形態に応じた多様な料金メニューを提供します。

○　SNS やマスメディア等を活用して、効果的な情報発信を行います。

○　電気事業や工業用水道事業など、企業局が実施している事業の PR の場としてゴルフ場の活用を進めます。

（２）コストダウンの推進

○　経費の削減に努めるとともに、設備、備品をできるだけ長く使えるよう適切な維持管理を行います。

（３）安定した経営

○　物価変動等の社会情勢の変化に対応するため、変動料金制の検討を行うなど、利益の確保により、借入金の計画的な返済を進めます。

○　経営状況を見ながら、今後の事業のあり方を検討します。

戦略Ⅱ　フラットな河川敷コースの特色を生かした誰もが利用しやすい施設の提供

（１）魅力あるコースづくり

○　河川敷コースの特色を最大限活用し、高齢者や初心者など幅広い層が気軽に利用できる環境づくりに努めます。

○　利用者のニーズに応じたコースづくりを行い、常に良好な状態に保ちます。

（２）快適な施設の提供

○　指定管理者や利用者の意見を伺いながら、利用者が快適に利用できる環境づくりを行います。

○　施設・設備について、日常的な点検整備を行うとともに必要に応じて修繕を行います。

戦略Ⅲ　地域貢献の推進と良好な河川環境の保全

（１）地域への貢献

○　今後も引き続き、レストラン等での地元産品の使用やゴルフ場利用税、地元雇用等により、地域経済に貢献します。

○　本県のゴルフ競技力向上のため、競技力強化指定校及び競技力向上拠点校に対して、練習場として協力するなど地域に貢献します。

（２）環境への配慮

○　芝の管理や除草等を適正に行い、農薬・肥料の使用に配慮しながら、良好な河川環境の保全に努めます。

6　投資・財政計画

(１)10 年間の計画

○　令和６年度までは実績、令和７年度以降は計画見直しとしています。

①前提条件

・直近 10 年間の平均利用者数を踏まえ、想定利用者を 29,000 人とします。
・現行の組織、管理体制を継続するものとします。

②投資計画

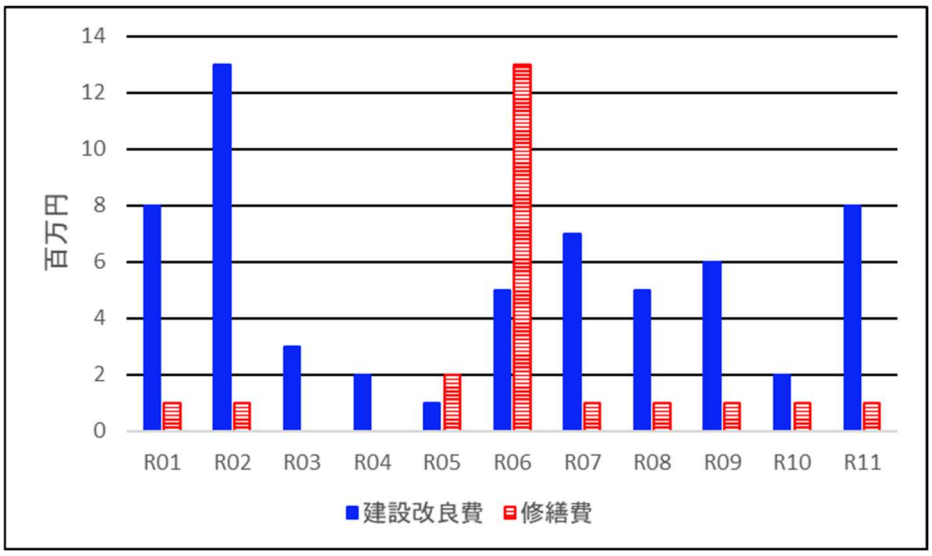

図 26　投資計画

（期間中の主な工事）

年度	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11
サービスセンターサッシ・設備更新						■					
サービスセンター外壁修繕						■					

③収益的収支

・事業収益については、指定管理者からの納付金や資金運用に伴う受取利息等を見込んでいます。納付金については、約 17 百万円（消費税抜き）を見込んでいます。
・令和６年度は、サービスセンターの改修を行ったことから、赤字を計上する見込みです。

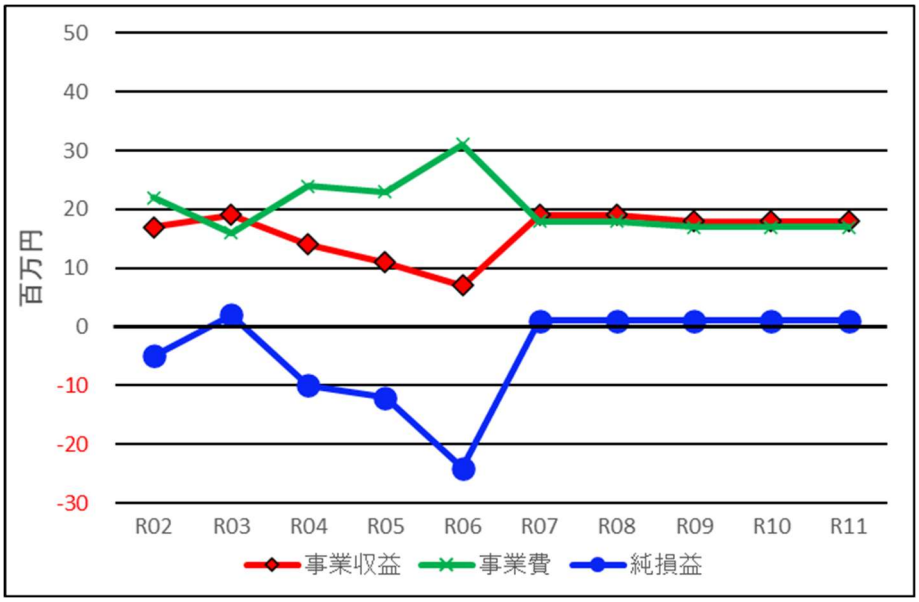

R06 は決算見込（11 月時点）

図 27　収益的収支

④資本的収支

・資本的収入については、予定はありません。
・資本的支出については、償還計画に基づく借入金償還金や工事計画に基づく建設改良費を見込んでいます。
・建設改良費については、コース整備機器の定期的な入替えを行い、令和６年度にはサービスセンター改修の内容を一部見直しの上実施しました。

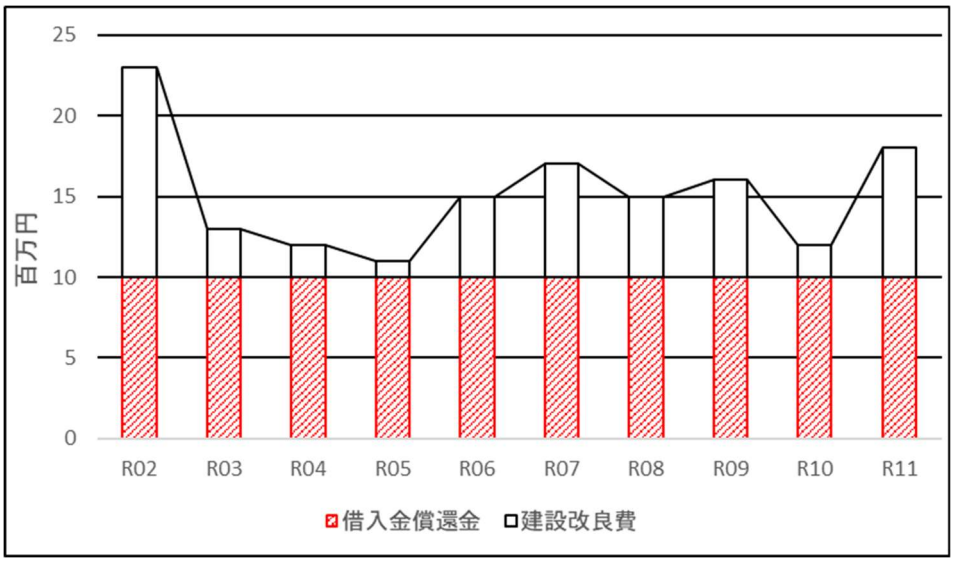

図 28　資本的収支

⑤内部留保資金

・サービスセンターの改修費等のため、令和６年度に建設改良積立金を６百万円取り崩しました。
・令和 11 年度末の内部留保資金は、約１億４千万円となります。

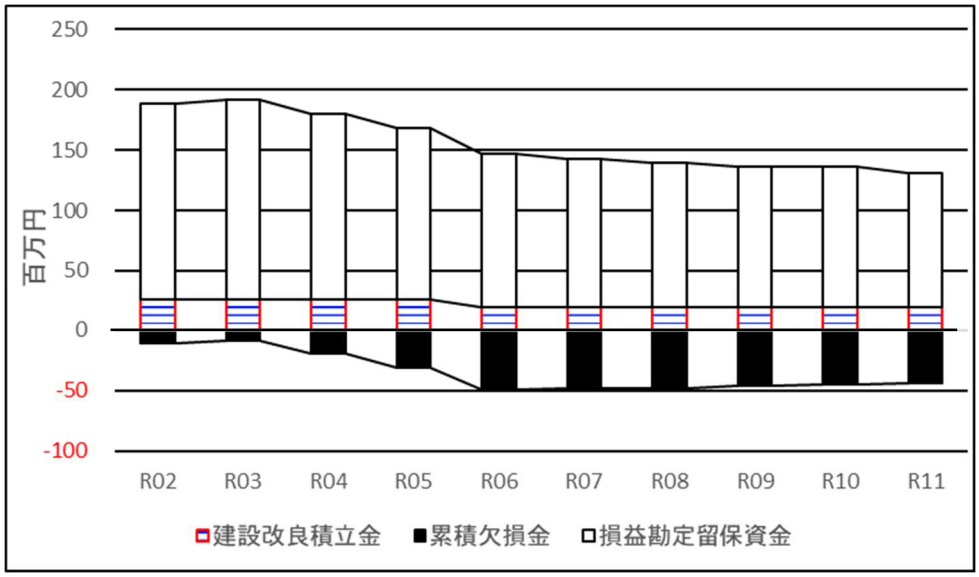

図 29　内部留保資金

⑥借入金残高

・借入金については、計画的に償還を進め、令和 11 年度末の残高を 6 億３千万円と見込んでいます。

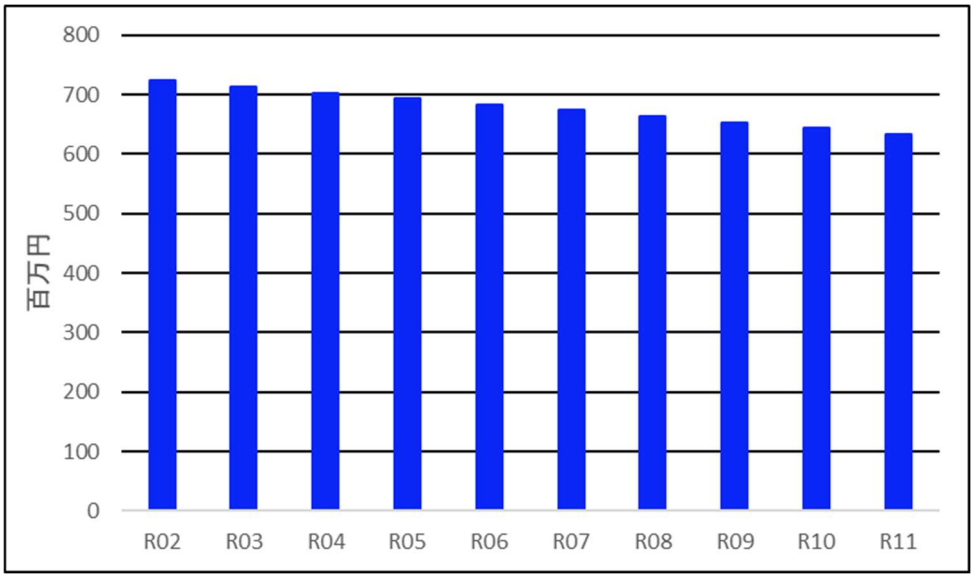

図 30　借入金残高

（２）災害頻度やゴルフ人口の変化を考慮した 10 年間の見通し

○　令和６年度までは実績、令和７年度以降は計画見直しとしています。

①前提条件

・現行の組織、管理体制を継続するものとします。
・冠水被害があるケースでは、近年の実績と同程度の頻度で冠水被害を受けるものとして、復旧費用を見込みます。

ケース	考え方	想定利用者数（人）
ケース A	冠水被害がないケース	29,000
ケース B	冠水被害を見込んだケース	29,000
ケース C	冠水被害により想定利用者数が減少したケース	27,000

②純損益の推移

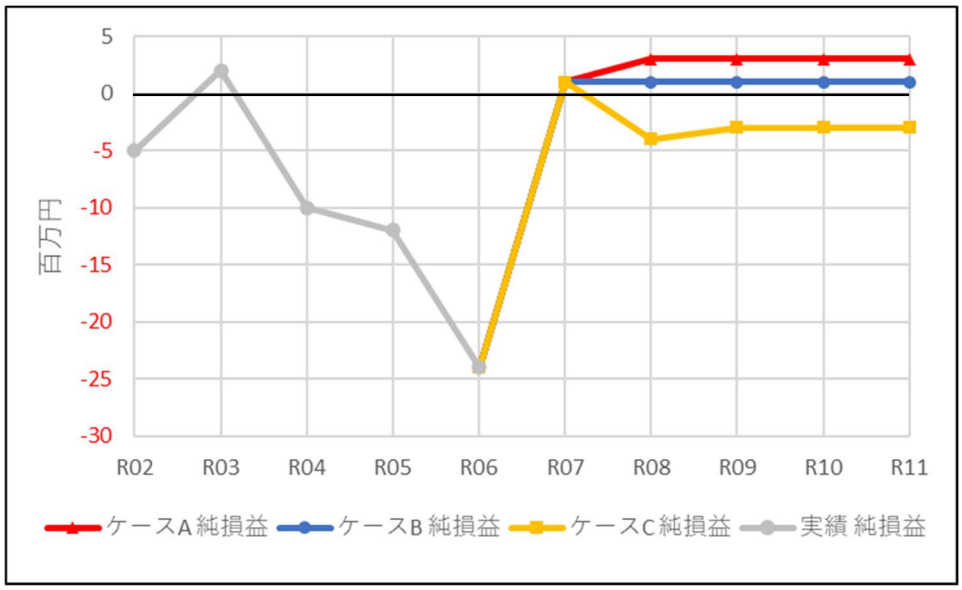

R06 は決算見込（11 月時点）

図 31　純損益の推移

・ケース A,B は費用の大小により、純損益が増減しています。
・ケース C は収入減及び費用増により、純損益が減少しています。

③期間の考え方

一ツ瀬川県民ゴルフ場の今後における利用者数の動向は、ライフスタイルやレジャーの多様化により、不透明な状況であることから、地域振興事業においては、計画の合理的な期間を 10 年間としています。

第６章　経営戦略の事後検証及び改定

１　実行計画による進行管理

○　経営ビジョンは令和２年度から令和 11 年度の 10 年間を計画期間として策定し、５年後に改定を行ったことから、戦略を実行するための残る５年間の工程を示す実行計画を項目毎に作成し、進行管理を行います。

○　進行管理は、計画策定（Plan）－実施（Do）－検証（Check）－見直し（Action）の PDCA サイクルに基づき行います。

２　事業評価及び計画の見直し

○　実行計画の実施状況は毎年度評価を行い、目標に達していない項目については、その原因分析や改善策について検討を行い、次年度以降の取組に反映します。

３　見直し及び改定

○　本ビジョンは、５年後に新たな計画期間を設定した上で、改定を行います。

○　事業環境に大きな変化等があった場合には、必要に応じて見直しを行います。

参 考 資 料

電気事業

P.25　図 7　収益的収支の内訳

（消費税抜き　単位：百万円）

	R02	R03	R04	R05	R06	R07	R08	R09	R10	R11
事業収益	4,550	4,579	4,549	4,546	4,982	4,904	5,183	5,138	7,684	7,517
営業収益	4,141	4,149	4,186	4,237	4,509	4,517	4,800	4,370	7,407	7,213
附帯事業収益	69	70	67	75	84	77	71	71	71	71
財務収益	245	264	210	149	299	234	231	178	146	174
営業外収益	95	96	87	85	90	76	82	520	61	59
特別利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業費	4,252	4,543	4,927	5,221	6,379	6,509	4,465	4,917	5,209	5,257
営業費用	4,080	4,389	4,703	4,979	5,998	6,351	4,290	4,744	5,038	5,088
職員給与費	997	995	998	1,026	1,062	1,326	1,006	1,006	1,006	1,006
減価償却費	1,164	1,178	1,172	1,114	1,112	1,144	1,282	1,297	1,650	1,672
修繕費	619	698	1,162	1,386	1,123	1,395	674	753	948	933
固定資産除却費	218	467	301	419	1,256	888	132	433	169	113
その他費用	1,083	1,052	1,070	1,034	1,445	1,598	1,197	1,256	1,264	1,364
附帯事業費用	81	60	60	61	69	69	62	60	59	57
財務費用	32	21	14	9	5	3	2	1	1	0
営業外費用	59	73	150	34	108	87	111	111	111	111
特別損失	0	0	0	139	200	0	0	0	0	0
純損益	298	36	△ 378	△ 675	△ 1,398	△ 1,605	718	222	2,476	2,260

R06 は決算見込（11 月時点）

工業用水道事業

P.45　図 18　収益的収支の内訳

（消費税抜き　単位：百万円）

	R02	R03	R04	R05	R06	R07	R08	R09	R10	R11
事業収益	369	354	399	354	346	347	358	359	358	345
営業収益	330	318	302	308	310	311	323	324	323	310
営業外収益	39	35	98	47	36	36	35	35	35	34
特別利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業費	349	322	418	336	396	429	436	384	368	371
営業費用	349	321	412	335	390	425	432	381	365	367
職員給与費	46	44	46	47	47	58	45	45	45	45
減価償却費	126	127	128	131	128	124	136	139	138	135
修繕費	42	27	123	36	44	35	109	54	44	50
その他費用	135	123	115	122	171	209	142	143	137	137
営業外費用	1	1	6	0	5	3	3	3	3	3
特別損失	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
純損益	19	32	△ 19	19	△ 49	△ 82	△ 78	△ 25	△ 11	△ 26

R06 は決算見込（11 月時点）

地域振興事業

P.59　図 27　収益的収支の内訳

（消費税抜き　単位：百万円）

	R02	R03	R04	R05	R06	R07	R08	R09	R10	R11
事業収益	17	19	14	11	7	19	19	18	18	18
営業収益	15	17	12	9	6	17	17	17	17	17
営業外収益	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1
事業費	22	16	24	23	31	18	18	17	17	17
営業費用	19	17	15	21	31	16	16	16	16	15
職員給与費	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
減価償却費	13	13	11	11	12	11	11	11	11	10
修繕費	1	0	0	2	13	1	1	1	1	1
その他費用	4	3	3	7	5	3	3	3	3	3
営業外費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別損失及び予備費	3	0	9	3	1	1	2	2	2	2
純損益	△ 5	2	△ 10	△ 12	△ 24	1	1	1	1	1

R06 は決算見込（11 月時点）

用語の解説

【AI】(P. 1, 11, 15, 21, 22, 34, 37, 41, 42)

人工知能(Artificial Intelligence).人間の知能と同じような機能を持つコンピューター.

【BCP】(P. 21, 42)

事業継続計画(Business Continuity Plan).自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画.

【DX】(P. 3, 8)

デジタルトランスフォーメーション(Digital Transformation：英語で「Trans(交差する)」を「X」と表記).データとデジタル技術を活用して、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること.

【FIP】(P. 10, 12, 20)

フィードインプレミアム(Feed-in Premium).FIP 制度は、再エネ導入が進む欧州などでは、すでに取り入れられている制度で、FIT 制度のように固定価格で買い取るのではなく、売電価格に対して一定のプレミアム(補助額)を上乗せすることで再エネ導入を促進する制度.

【FIT】(P. 6, 7, 9, 10, 12, 14, 17, 20, 21, 24, 25, 27, 29)

フィードインタリフ(Feed-in Tariff). 再生可能エネルギーを固定価格で買い取る制度.

【GX】(P. 3, 8)

グリーントランスフォーメーション(Green Transformation:英語で「Trans(交差する)」を「X」と表記). 化石燃料に頼らず、太陽光や水素など自然環境に負荷の少ないエネルギーの活用を進めることで二酸化炭素の排出量を減らし、また、そうした活動を経済成長の機会にするために世の中全体を変革する取組.

【ICT】(P. 1, 11, 15, 22, 34, 37, 42)

情報通信技術(Information and Communication Technology). 情報処理および通信技術の総称を指す.

【IoT】(P. 1, 11, 15, 21, 22, 34, 37, 41, 42)

モノのインターネット(Internet of Things).自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出すもの.

【OJT】(P. 22, 42)

職場内教育(On the Job Training).実務を通じて仕事に必要な能力を身に付ける職員教育手法.

【アセットマネジメント】(P. 33, 39)
設備・構造物の状態を適切に把握した上で個々の設備・構造物に対して将来の健全度を予測し、必要な補修・補強等の措置の最適な時期と方法を判定して、ライフサイクルコストが最小となるような管理計画を立てて、施設管理を行うこと。

【エネルギー基本計画】(P. 8)
国のエネルギー政策の基本的な方向性を示すために、平成 14 年 6 月に制定されたエネルギー政策基本法に基づき政府が策定するもので、第 7 次計画が令和 7 年 2 月 18 日に閣議決定された。

【カーボンニュートラル】(P. 12)
温室効果ガスの「排出量」と「吸収量」を均衡させること。「排出量」と「吸収量」とは、いずれも人為的なものを指す.

【グリーン成長プロジェクト】(P. 16)
宮崎県の基幹産業である農林水産業分野を中心に、「再造林を核とした、ゼロカーボン社会と地域資源を活用した産業成長の実現」を目指す取り組みで、令和 8 年に再造林率日本一を達成することを目標に掲げ、令和 6 年度から本格始動したプロジェクト.

【河水統制事業】(P. 6)
昭和 13 年に始まった、旧河川法の時代に河川管理者により実施された河川の総合開発事業の名称.昭和初期に内務省で治水、利水の両面に有効な対策として河川の総合的な開発が構想された。

【河川維持放流水】(P. 12)
河川の機能を維持するために、ダムから下流に常時放流される水.

【河川総合開発事業】(P. 6)
河川の洪水被害の軽減を目的とした治水対策と上水道・工業用水道・農業用水等の確保や水力発電などの利水対策を多目的ダムの建設により総合的に行う事業.

【借入金償還積立金】(P. 46)
企業債以外の借入金の償還に充てるために、利益から積み立てるもの.

【企業局人材育成基本方針】(P. 14, 22, 37, 42)
企業局の現状と課題を踏まえ、今後の「企業局における目指すべき職員像」を明示するとともに、その実現に向けた具体的な方策を明確化し、局における人材育成の基本となる指針.

【系統利用ルール】(P. 12)
系統接続(発電した電気を一般送配電事業者又は配電事業者の送電線、配電線に流すために電力系統に接続すること)や系統連系保護技術などのルール.

【建設改良積立金】(P. 26, 46, 60)
新たな施設の建設工事や既設設備等の大規模改良工事の財源に充てるために、利益から積み立てるもの.

【公営企業の経営に当たっての留意事項】(P. 3)
平成 26 年 8 月 29 日付で総務省から各都道府県企業管理者等あてに発出された通知で、公営企業が健全経営を行うために、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定し、経営基盤強化と財政マネジメントの向上に取り組むことが求められている。

【高速凝集沈殿池】(P. 32, 33, 45, 48, 49)
原水が濁った時に薬品(ポリ塩化アルミニウム(PAC))を混ぜ、濁りを固形化し取り除く装置.

【固定価格買取制度(FIT)】(P. 10)
再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度(Feed-in Tariff).電力会社が買い取る費用の一部を電気の利用者から賦課金という形で集め、今はまだコストの高い再生可能エネルギーの導入を支えるもの.

【持続可能な開発目標 (SDGs)】(P. 1)
2001 年(平成 13 年)に策定されたミレニアム開発目標の後継として、2015 年(平成 27 年)9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2016(平成 28 年)年から 2030(令和 12 年)年までの国際目標(Sustainable Development Goals).

【指定管理者】(P. 50, 53, 54, 56, 58)
指定管理者制度に基づいて公の施設の管理を行う者.

【指定管理者制度】(P. 50)
公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上や経費の縮減等を図るため民間事業者を施設の管理者に選定し委託する制度.

【常時使用水量】(P. 31, 34, 35, 36)
工業用水道の契約水量のうち、使用者から常時使用すると届出がなされた水量.なお、契約水量から常時使用水量を差し引いた量を「未達水量」と呼んでいる。

【水源かん養機能】(P. 15, 16)
森林の持つ、雨水を貯留し河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和する洪水緩和機能、川の流量を安定させる水資源貯留機能及び雨水が森林土壌を通過することにより水質を浄化する水質浄化機能をいう。

【スポット市場】(P. 9)
日本卸電力取引所が開催する代表的な電力取引市場の一つで、翌日に発電または販売する電力を前日までに入札し売買を成立させるもの.一日前市場とも呼ばれ、一日を 30 分単位に区切った 48 商品について取引が行われる。

【責任水量制】(P. 32)
水の使用量の多少にかかわらず、契約水量に対して料金を適用する制度.全国の工業用水道事業者のほとんどが採用している。

【選択取水設備】(P. 15)
貯水池の下部や上部などに発電用水の取水口を複数設けたもの.台風や大雨により貯水池内に大量の濁水が流入した場合には、下部から取水し濁水排除を行う。貯水池表層に清水層が形成されると上部からの取水に切り替える。

【ダム管理主任技術者】(P. 17, 22)
河川法に基づき、流水の貯留や取水のためにダムを設置する者に対し、ダムの維持、操作などの管理を適正に行うため、配置を義務づけられている有資格者.

【多目的ダム】(P. 15, 30)
治水(洪水調節)と利水(水力発電・かんがい・工業用水など)等、複数の機能を兼ね備えたダム.

【地方振興積立金】(P. 26, 30)
地域振興のための財源として、利益から積み立てるもの.

【電気主任技術者】(P. 14, 17, 22, 37, 39, 42)
電気事業法に基づき、水力発電所の水力設備の工事、維持及び運用に係る保安の監督をさせるため、選任を義務づけられている有資格者.

【電力広域的運営推進機関】(P. 9, 22)
電源の広域的な活用に必要な送配電網の整備を進めるとともに、全国規模で平常時・緊急時の需給調整機能を強化するために、電気事業法で規定された組織で、平成 27 年 4 月 1 日に創設.

【電力システム改革】(P. 9, 20)
東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故を契機に、国は従来のエネルギー政策をゼロベースで見直し、①安定供給の確保、②電気料金の最大限の抑制、③需要家の選択肢や事業者の事業機会の拡大を改革の目的として掲げ、段階的に実行された改革.

段階	実施時期	内容
第 1 段階 広域系統運用の拡大	平成 27 年	・電力広域的運営推進機関を設置し、地域を越えてより効率的にやり取りすることで、安定的な電力受給体制を強化
第 2 段階 小売及び発電の全面自由化	平成 28 年	・一般家庭でも電力会社や料金メニューを自由に選択 ・多様な事業者による発電が可能 （卸規制が撤廃）
第 3 段階 法的分離の方式による送配電部門の中立性の一層の確保	令和 2 年	・電力会社の発電、小売事業と送配電事業の兼業を原則禁止し、送配電網を誰でも公平に利用可能

【特別修繕引当金】(P. 13)
数事業年度ごとに定期的に行われる特別の大修繕に備えて設けられる引当金.

【南海トラフ地震】(P. 1, 17, 39)
日本列島の太平洋沖、南海トラフ沿いの広い震源域で連動して発生する可能性があると警戒されている巨大地震.

【発電側課金】(P. 9)
小売電気事業者が全て負担していた送配電設備の維持・拡充に必要な費用について、需要家とともに系統利用者である発電事業者に一部の負担を求め、より公平な費用負担とするもので 2024 年(令和 6 年) 4 月より導入された。

【非化石価値取引市場】(P. 9, 10)
日本卸電力取引所が開催する再生可能エネルギーや原子力など、化石燃料以外で発電された電気の「非化石価値」を示す証書を取引するための市場.非化石価値取引市場は、再エネ価値を取引する再エネ価値取引市場(取引対象は FIT 電源)と、高度化法義務の達成に向けた取引が行われる高度化法義務達成市場(取引対象は非 FIT 電源)に分かれる。

【マイクロ水力発電】(P. 12, 15)
中小河川、用水路などの小さな高低差を利用した出力概ね 100kW 未満の水力発電.

【未達水量】(P. 32, 34)
契約水量から常時使用水量を差し引いた水量のこと.本県では、未達水量について使用料金の減免を行っている。

【緑のダム造成事業】(P. 15, 19, 30)
企業局の発電に関係するダム上流域等の未植栽地等を取得し、水源かん養機能の高い山林として整備することにより、安定的な電力の供給に資することを目的とする事業.

【宮崎県総合計画 2023】(P. 3)
将来人口の見通しをはじめ、これから先、宮崎県が直面する様々な課題や今後の方向性を整理し、令和 22 年(2040 年)を展望した「長期ビジョン」と、今後 4 年間の実行計画となる「アクションプラン」で構成.「長期ビジョン」は、本県が目指す令和 22 年(2040 年)の将来像と今後解決すべき課題や今後の方向性を示すもの.「アクションプラン」は、長期ビジョンやデジタル田園都市国家構想等を踏まえながら、本県が直面する喫緊の課題に対して、令和 5 年(2023 年)度から令和 8 年(2026 年)度までに重点的、優先的に取り組む施策の内容や数値目標を明らかにしたもの.

【容量市場】(P. 9, 10)
実際に発電した電力量(kWh)ではなく、将来の供給力(kW)を取引する市場で、電力広域的運営推進機関が開催.将来にわたる我が国全体の供給力を効率的に確保する仕組みとして、発電所等の供給力を金銭価値化し、多様な発電事業者等が市場に参加し供給力を確保する仕組み.

【利益積立金】(P. 26, 46)
欠損時の補てん財源として、利益から積み立てるもの.